

平成29年12月定例会会議録

平成29年豊郷町議会12月定例会は、平成29年12月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

前田議長

皆さん、おはようございます。

12月定例会を再開いたします。

(午前8時56分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、村岸善一議員、3番、高橋彰議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問をする時間は1人30分ですので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員

議長。

前田議長

村岸君。

村岸議員

皆さん、おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

まず、町長にお尋ねします。防災訓練の成果と台風21号の対応についてを問います。

去る10月22日に、台風21号の接近に伴い、上枝・下枝・吉田に避難指示が出され、避難所が開設されました。今回の災害において、毎年実施している防災訓練を生かした対応ができたのか、また、今回の対応を踏まえ、より実践的な防災訓練を行っていく必要があると思いますが、以下の点について答弁を求めます。

1つ、9月24日に実施された防災訓練について、本部の訓練状況が住民にわかりにくいという意見を聞きましたが、丁寧な説明はできているのか。

2つ目、訓練における各自治会の避難人数と自治会で把握している住民の何割が避難したのか。また、自治会未加入者の避難人数は何人だったのか。

3つ目、11月18日に開催された行政懇談会で、防災訓練の結果についての意見は出たのか。出たのであれば、どういった内容だったのか答弁を求めます。

4つ目、10月22日の台風21号への対応について、災害対策本部の指揮系統に混乱はなかったのか、答弁を求めます。

5つ目、2月に締結したイオンビッグ株式会社との防災協定は、今回の災害時に活かされたのか、それも答弁願います。

6つ目、今後の防災訓練で、自治会と連携した二次避難場所への誘導訓練、避難訓練など、さまざまなケースを想定した訓練を行う考えはないのか答弁を求めます。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 皆さん、おはようございます。

それでは、2番村岸議員の防災訓練の成果と台風21号の対応について問うご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、本部の訓練状況につきましては、区長会での区長さんへの連絡をはじめ、区内の回覧をお願いする様式の中に全体の訓練の流れを記載しまして、同時にご説明申し上げまして周知をしているところでございます。

2点目につきましては、9月24日に実施しました防災訓練での各自治会の避難人数は1,885人でございます。また、避難訓練に参加されずとも、防災訓練の際に在宅を確認されたり、訪問されたりしながら、自治会によっては独自訓練を行っておられる状況がございます。そういうことから、自治会での避難者の割合等については把握できておりません。次に、自治会未加入者の参加人数でございますが、当日の区長様との確認できています人数では7名の方でございます。

次、3点目でございます。11月18日開催の行政懇談会での防災訓練にかかりますご意見としましては3点伺っております。1つ目は住民の安否確認についてということ。2つ目は、グラウンド、公民館の区内避難場所の問題についてということ。3つ目としましては、訓練当日に各自治会で独自に取り組みされた訓練内容についてのお尋ねがございました。

次、4点目でございます。台風21号の際の対応につきましてでございますが、台風21号の際につきましては、当日、衆議院議員選挙の投開票事務と重

なりまして、職員が不足する中で、十分な体制を組めない中ではありましたが、本部長と副本部長の迅速な状況判断と把握、指示により避難指揮系統に混乱はありませんでした。

5点目でございます。イオンビッグ株式会社様との防災協定につきましては、災害時における支援協力に関する協定書の第5条に基づきまして、食料や飲料、または温かい食品等の供給を受けるため、10月22日の深夜でございましたが、連絡をとりまして支援要請を行いました。深夜であるにもかかわらず即座に店舗を開放していただきまして、支援をいただいたものでございます。

6点目の、今後の防災訓練につきましては、さまざまな災害ケースを想定した訓練をはじめ、自治会訓練の後の広域避難所への移動訓練、また、避難所の運営訓練等が今後の課題と感じております。

住民の皆様のご理解をいただき、現在5つあります避難所を全て同時にということは困難ではありますが、広域避難場所について、順番に避難所運営の訓練を行うなど、今後検討をしまして、できるものから順次訓練に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村岸議員**

はい、議長。

**前田議長**

村岸善一君。

**村岸議員**

それでは再質問をさせていただきます。

最初にお聞きしたいのは、自助・共助・公助というのがあると思いますが、その自助・共助・公助の割合は、豊郷町ではどのくらいあるか。何割程度が公助であって、何割が自助・共助に当たるのか、どういう考えを持っているのか、それを1つお聞かせ願いたいと思います。

それと2つ目は、避難準備が出まして、避難勧告、避難指示が出ているが、その指示を出すタイミング、おそらく本部長と災害対策本部の中で考えて出されると思うんですが、今回、衆議院選挙の開票と重なった時点で、その開票をどのような形で、今も課長の方から、本部長と副本部長がおられるということでしたが、副本部長は誰なのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

それと、役場の職員さんも選挙で、大半は選挙の方にとられていたと思いますが、残りの職員さんでどのような割り振りをされたのか。というのは、避難所を開設する方とか、また、あそこの物資の配布とか、そういうような役割を決められてきたのか、また、河川の警戒に行くのを、そういうふうに消防と連携した割り振りをされていたのか、そこもまたお聞かせ願いたいと思います。

それと、防災訓練についてですが、いつも防災訓練は昼間を想定したような

訓練になっていると思いますが、今回の災害がありました、それは夜発生しております。そういうのを踏まえた、今後、そういう夜を想定したような避難訓練も考えていかなければならないと思いますが、1つ、その点もお答え願いたいと思います。

それと、これは私の考えですけれども、例えば今回、バンガローの解体等が言われておりますが、そういったところを利用した救助訓練とか、それも1つ考えていくべきではないかと思いますが、その点についてもお答え願いたいと思います。

以上です。

**伊藤町長** 議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、2番村岸議員さんの再質問にお答えします。私からは、自助・共助・公助の割合のことをございます。

このような災害に対しては、自助・共助・公助、そして「隣助」というのがあります。要するに、みずから守る、公的には我々が働いていく、そして協力してやる、そして隣同士が助け合うと、一番大切なのはみずから身を守るのが一番大切だと思うんです。ただ、割合については、何が大切かいうのはみんな大切だと思います。そして避難勧告、指示のタイミングですけれども、テレビの方で宇曾川の水位の方が出ておりました。警戒水域になりましたので避難勧告を出した。しかしながら、水位の方はそこそこ安定しておりましたが、まだ、上流の方の雨雲がありましたのと、そして岩倉川の水位が大変危険水域になったと。これは消防団の皆さんが警戒に当たっていただいたので、その情報をもとに避難指示を出させていただいたものでございます。

それと、先ほど課長の方が申しましたけれども、当日は衆議院選挙の投開票にバッティングしているということで、6町の中でも避難指示を出して避難された方は、竜王町が330名でうちが280名、その中で、それぞれ首長が大変、頭数のない中で対応をされたという状況でもございます。豊郷町にとりましては初めての体験で、それぞれ、やはり職員が出せる力をしっかり出させていただいたものと、このように思っております。

**総務課長** はい、議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 村岸議員の再質問にお答えをいたします。私の方からは避難所の開設の職員の割り振りでございますが、これにつきましては、防災計画ではあらかじめ係ごとに、班ごとにということで設定しておりますが、先ほどからございますよ

うに、当日、選挙の関係があつてそのとおり割り振りができなかつたということがございますので、当日につきましては、本部長などの指揮のもと、随時指示を出して行って、割り振りをさせていただいたということでございます。それと副本部長につきましては、教育長に副本部長をお願いをしているという状況でございます。

それと、夜を想定した訓練はどうかということでございます。職員だけであれば夜の訓練は可能かと思いますが、各自治会さんを対象に含めての訓練となりますと、その辺、各区さんとのご了解をいただく必要がございますので、その辺は今後の訓練の検討の中で考えていきたいと思ひます。

それと、最後にございましたバンガローを使ってはどうかということでございます。バンガローを使ってどういう訓練ができるかということになります、建物火災とか、そういうことかなということは思ひますが、水害でバンガローを使うというのは、なかなか想定しづらひと考へていますし、今後、バンガローがある状況であればそういったこともできるのかということも検討してまいりたいと思ひます。

村岸議員 議長、再々質問。

前田議長 村岸君。

村岸議員 今、課長の答弁で、夜の災害とか、そういう訓練は、なかなか住民の意見も参加もなかなか難しいということで、考へにくいということですが、何も夜にする必要はないと思ひます。夜を想定した、昼間でもできると思ひます。夜にしかできないということではないと思ひます。昼間でも夜を想定した訓練は、考へればできると思ひます。それもやはりしなければならぬと思ひます。というのは、災害はただ単に避難、第一次避難所、広場に集合するだけやなしに、二次避難場所、要するに学校とか、そういうところにも、避難を即しなければならぬ状況にも置かれると思ひます。そういうことを想定した訓練も必要ではないかということです。

それと2点目は、この台風21号の後、職員間で多分話し合いがされたと思ひますが、どういう話し合いがされたのか、それもお願いしたいと思ひます。というのは、聞いておりますと、誰が責任者であつて、私はこう思う、私はこうやという、意見の食い違い等があつたようにも聞くんですが、それをまとめるのは本部長の役目だと思ひますが、それがうまくまとまったのか、その点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと、バンガローを利用して災害訓練をせえというのは、火災を想定した訓練だけを言つてゐるんじゃないと思ひます。その中の救助訓練もできると思ひます。

す。民間の家を借りて、そういう救助訓練等はできないと思いますが、幸いにして豊郷町にはバンガローがあります。そういうところを利用した救助訓練等もできないかということをお尋ねしているんです。答弁願います。

**伊藤町長** はい、議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、2番村岸さんの再々質問にお答えいたします。

まず、夜間の対応を想定したということですが、これから夜間の参集訓練をやっていかなければならないな、このようなことを思っております。それと体制についてですが、あのような状況の中で、指示系統は、要するに課長が、一応中心となって、私のもとに指示を出し、通達が伝わるものですが、その中心人物がおりません。そういった中で指示を出して動いてもらったわけでございます。ただ、先ほど議員おっしゃったように、台風21号の、初めての経験を、今後いかに生かしていくかというのは、それは職員全員の聞き取りの中で、また新しい方法、体制づくりなり、方針を立てていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

**総務課長** 議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 村岸議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、広域避難所への誘導になると思いますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、訓練の中で一時集合場所等に集合いただいて、その後広域避難場所に行っていくというのは、当然、今後防災訓練の中に取り入れていきたい。ただ、5カ所同時というのは、職員の人数の関係がございまして、その辺は重点を設けて実施をしていけるかなということで、検討してまいりたいと思っております。

それと救助訓練でございます。確かに防災訓練は幅広い訓練がございまして、どれからやるかというのはなかなか難しい問題がございまして、一度に全てができるという訓練内容というのは、まず不可能かなと考えておりますので、例えば、来年の訓練ではどれを重点に置くかということで、やはり、豊郷町として優先順位をつけて訓練を実施する必要があるのかなということが1点。それと、救助訓練についてはやはり専門職員等の依頼をしなくてはノウハウがございません。そういうことで消防署等にも協力を要請してまいりますが、そういうことも含めて、今後検討をしてまいりたいと考えております。

**前田議長** 次の質問を。

**村岸議員** それでは、2つ目の質問にまいらせていただきます。これも町長に答弁を求

めます。

平成30年度以降の米の生産調整についてお尋ねしたいと思います。

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るために経営所得安定対策が実施されていますが、平成30年度から米の直接支払交付金が廃止されます。農業者は、これまでは米の生産数量目標（面積換算値）に従い作付を行ってきましたが、交付金の廃止に伴って生産調整を行わない農業者も今後出てくると思われます。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目、生産調整は平成30年度以降も実施予定といわれていますが、今後生産調整を行うメリットはあるのか。

2つ目、生産調整を達成できなかった場合、ペナルティはあるのか。

3つ目、町として、生産調整を今後農業者にどういう説明をしていくのか。

4つ目、これまで生産調整は達成されてきたのか。また、過去5年間で町内の農業者に交付された米の直接支払交付金の額は幾らか。以上の点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。村岸議員の、平成30年度以降の米の生産調整についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の、今後生産調整を行うメリットはあるのかという点についてですが、ご質問にありますように、平成30年度より米の直接支払交付金が廃止され、国からの生産調整配分はなくなりますが、今後も生産調整を行っていただくことによって、米の価格の安定と農業の経営所得の安定につながっていくことと考えております。今までのように、米の直接支払交付金のようなメリットはありませんが、生産調整を行うことによって、米の価格が安定するという点についてはメリットになるのではないかと考えております。

続きまして、2つ目の生産調整を達成できなかった場合のペナルティについてですが、今後の生産調整については、強制ではなく生産者の自主性になりますので、ペナルティについてはありません。

続きまして、3つ目の町としての生産調整を今後農業者にどのように説明していくのかという質問についてですが、町といたしましても、国からの生産調整配分はされなくなりますが、生産調整をしなくていいのではなく、農業の経営所得の安定、ひいては米価の大幅な下落を避けるためには、米の生産調整に引き続き取り組む必要があります。平成30年度以降につきましても、県の農業再生協議会から米の生産目標が示されますので、その数値をもとに米の作

付をしていただくよう伝えてまいりたいと思っております。

続きまして、4つ目の生産調整の達成と、米の直接支払交付金の額についてですが、生産調整は平成25年より達成できておりません。過去5年間の交付金の支払い額についてですけれども、平成24年が3,153万4,500円でございます。平成25年が3,229万8,000円でございます。平成26年が1,540万2,750円でございます。平成27年が1,511万1,750円でございます。そして平成28年が1,450万4,250円でございます。

以上です。

**村岸議員** 議長。

**前田議長** 村岸善一君。

**村岸議員** それでは再質問をいたします。今、課長の答弁がありましたように、生産調整は、今後は強制的ではないということで、そうなってくるとますます、今までからも生産調整は達成できていなかったというのがありますが、今後、この直接支払交付金がなくなれば、生産調整をされる方が増えると思われるのか、それ以下になると思われるのか、どちらかになると思うんですが、1つ、それを答弁願いたいと思います。

それと、今まで米の直接支払交付金が3,000万円台から約半分になったというのは、1反当たり1万5,000円から7,500円というふうに半分になった分が、多分下がった金額やと思われませんが、今後、そうしたことについても豊郷町として何らかの手を打っていかなければならないと思います。国からは、そういうふうにして金額が下がりますが、町としての役割、対応も考えていって、農業者を守っていくような必要があると思います。

それと現在、就農者数が28年の2月のビジョンの中で示されておりました人数が、就農者数が344人となっておりますが、現在も変わりはないか。というのは、その人数は維持していくというふうになっております。それを、今現在は344人が維持されておるのか。また、認定農業者、法人を含めた人数は何人おられるのか、そうした中で生産調整をされていない農家は何件あるのか、要するに、生産調整に協力されていない方がおられると思うんです。その人数が約どのぐらいあるのか、それもお知らせ願いたいと思います。

それと、土地改良が済んでいるところの田んぼについてですが、28年のときに、一般質問では、町長は、土地改良をしたところは優良農地であるので、なかなか工場誘致等はやらないという答弁をいただきました。現在もそれに変わりないか、それにもお答え願いたいと思います。

といいますのは、このビジョンの中にも、農業は町原風景を形づくるもの

であり環境保全の上でも重要です。就農者支援等の取り組みによりその振興を図りますとビジョンではうたっておりますので、ぜひとも、そういった面では、優良農地の確保は必ず豊郷町は守ってほしいと思います。それと、担い手さんが、土地改良が済んだ優良農地には入れておられますが、一般的に白地といいますか、未整備田を扱っている認定農業者さんについての補助制度を、もう少し何とかしてやっていただきたいと思います。というのは、認定さんにつきましては機械も大型になっております。現時点では、小さい田んぼをするにも、なかなか大型機械が入りにくいという苦情も来ておりますし、また道幅も狭いということで、何とかしてほしいという声も聞いております。そうした面でも、町の方としても何とかそういう未整備田を、放棄地にならないように守るためにも、ひとつ力を入れていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点も答弁をお願いします。

以上です。

**伊藤町長**

はい。

**前田議長**

伊藤町長。

**伊藤町長**

それでは、村岸議員さんの一般質問にお答えします。

優良農地でございますけれども、現状では、これは工場誘致はできませんし、農地を守っていくのが、私は、前お答えしたとおりであります。それと平成30年度からは所得補償制度、要するに、そういう制度ができております。それによって認定農家等には補償制度が導入されます。その中で、どういうふうな形になるかは、まだ私もあまり詳しくは知りませんが、しっかりと所得補償制度がなっていくと思います。

それと作付面積ですけれども、これはみずから守っていくというのが私は義務やと思います。いかにして米をたくさんつくっても、流通経路が、自分がしっかり持っていればそれは別ですけれども、また、流通経路があつて、たくさん出れば市場価格が下がるのは当たり前ですから、自分でみずから首を絞めることだと思しますので、やはりしっかりと、農地をうまく利用するのが今後の農政だと思しますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**産業振興課長**

議長。

**前田議長**

山田産業振興課長。

**産業振興課長**

村岸議員の再質問にお答えいたします。

生産調整をされる方が、今後増えてくるか、また減るかということなんですけれども、交付金がなくなるわけなんですけれども、先ほど町長が申し上げたように、生産調整を行わないと、やはり米価の価格が下がってくると、これは生

産者の方の首を絞めることになると思いますので、それは皆さん、生産目標に従って守っていただきたいと思いますと考えております。また、米の支払交付金がなくなって、町の方でも、何かそのような対策をとということですけれども、現状では、5年前に国の指針で、経過措置として5年間、1万5,000円が7,500円に減額されて、5年後、平成30年からは交付金がなくなるわけなんですけれども、これは生産者が今後考えて、何が農家として、農業を守っていくかというようなもとの考えるというような指針をされたわけでございますので、町としての対策については、今後、また関係機関とともに考えていく必要があるのかなと思っております。

就農者数についてなんですけども、344名から、2017年の農業センサスの数は211名、344名から211名に減少しております。そして認定農業者の数ですけども、法人も含め18名の認定農業者の方がおられます。生産調整をされていない農家の数ですけども、こちらの方、私が把握している限りでは2名の方が生産調整に参加されていないと考えております。あと、担い手の方の未整備田の町の補助についてなんですけども、こちらの方、一応、町村会というところがあるんですけども、そちらの方でこのような補助金も考えていただくように要望の方を出しているところでございます。

以上です。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸善一君。

村岸議員 それでは再々質問をします。

このビジョンの中には、平成26年で認定農業者が、担い手さんですね、法人を含めて21名あると聞いておりますが、それが現在、法人を含めた数が18名ということですね、なぜそれが減ったのか、その理由と、平成31年には25名まで上げるという目標を掲げております。それは達成できるのか、できないのか。減ってきている状況で、このビジョンのとおりにいけるのかいけないのか、目標がいけるのかいけないのか。

それと就農者数、これもぐっと減っておりますね。これは個人から法人の方も含めたからこれだけ減ったのか、この目標を立てた時点の344人を維持するというのは、どこから維持をするという目標を立てたのか、そこもお聞かせ願いたいと思います。それとその中に、農業は町原風景を形づくるものであり環境保全の上でも重要です。就農者支援等の取り組みにより振興を図りますと書いてありますが、今までどういう支援をされてきたのか、今後また、その支援をどのようにしていくのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、町の特産品であります坊ちゃんかぼちゃの栽培を、今後どのような方法で拡大していくのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

認定農業者の数が、以前のビジョンでは21名というビジョンを掲げていて、現在まだ18名ということとなんです。豊郷町の農業面積といいますか、限られた面積の中でありますので、今現在、18名なんですけども、このときのビジョンで増やすというビジョンやったんかもわかりませんが、なかなか、農業経営の安定等を考えますと、これから増える要素、ちょっと厳しいのではないかなと考えております。平成31年には25名までという予定やったということなんですけども、そちらも、これから増えていく可能性はちょっと厳しいように思っております。

就農者数も344名を維持するというビジョンを掲げていたということだったんですけども、今、農業の方は大型化、また高齢化等によりまして離農者の方が増えている状況でございます。就農者につきましても、今後は先ほど申し上げられましたように、集落営農等、また、担い手さんの方に農地を預けるようになってきて、農業者の数もますます減少していくように思っておりますので、344名を維持するという目標やったかもわかりませんが、今後は減っていくようになってくるかと思っております。

坊ちゃんかぼちゃにつきましてですけども、今現在も坊ちゃんかぼちゃにつきましては全量買い取り等を行っておりますので、今後も町の特産品として坊ちゃんかぼちゃを推進してまいりたいと思っておりますので、補助金等、今現在ある補助金の中で、生産者の方に支援の方はしてまいりたいと考えております。

以上です。

前田議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 はい、議長。

前田議長 中島君。

中島議員 改めまして、おはようございます。それでは町長にお伺いいたします。

「地域おこし協力隊制度」の活用について。地域おこし協力隊は総務省によって制度化され、都市地域から過疎地域等に移住し、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への

定住、定着を図る取り組みです。地域おこし協力隊員の募集等に要する経費や地域おこし協力隊員の活動に要する経費が特別交付税により財政支援されています。本町においても、総合戦略の目標の中の1-2、町の特性を活かした産業振興や、2-2、転入の促進、2-3、豊郷のファンづくり、4-1、豊郷ならではの体験の提供などの事業において、制度を活用することで広い視野での事業展開が可能となると思います。

全国的に成功事例も多くありますが、本町において、どうして今まで地域おこし協力隊制度を活用しなかったのか、今後、地域おこし協力隊制度を活用していくのか、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員のご質問、地域おこし協力隊制度の活用についてにお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、地域おこし協力隊は都会の若者が条件不利地域に生活の拠点を移して、その地域の課題を地域の方と一緒に解決する中で、その地域へ定住・定着を図る制度です。幸いなことに、本町では現在でも若い世代の転入が多く、また、とよさとプリンが農林水産大臣賞を受賞するなど、地場製品の開発はとよさと特産物振興協議会が、豊郷のファンづくりについては観光協会や、商工会青年部や滋賀県立大学の快蔵プロジェクトさん等が、イベントの企画・運営など、活躍をしていただいておりますので、現在も地域に活力がありまして、転入も促進されていることから、今まで制度の活用を行っておりませんでした。

また、議員のおっしゃるとおり、全国では成功事例も多くありますが、一方では思うように成果が上がっていない地域も数多く存在するのも事実です。行政の人手不足を補充するような仕事をさせたり、協力隊員と地域との温度差があっても、成果は上がるのは難しいのではないかと考えております。今後、地域の方からこういう取り組みをしたいが、専門的なノウハウを持った人はいないとか、ご相談がありましたら検討をしたいとは考えておりますが、現在のところ、そのような状況にはございませんので、現在は考えておりません。

以上です。

中島議員 はい、議長。

前田議長 中島政幸君。

中島議員 現在は考えておられないということですが、将来的において、いろんな側面から、いろんな、あるものを活用するというのは当然のことだとは思っており

ます。

地域おこし協力隊募集に要する要件は、1団体当たり200万円を上限に、特別交付税により財政支援または地域おこし協力隊の活動に要する経費を、隊員1人当たり400万円を上限に、特別交付税により財政支援されるとなっております。全国的に見ますと、平成28年度、隊員が3,978名、受け入れの自治体数は886団体となっております。滋賀県における平成28年度隊員数は8市5町で53名。近隣では彦根市が2名、多賀町が2名、甲良町が5名、愛荘町が6名、東近江市は10名というふうになっております。持続可能なまちづくりという観点から、人口が増えていく社会環境から人口が減っていくという社会環境に変わり、この豊郷町においても、この環境の変化に伴い捉え方を変え、新しい発想で取り組んでいかなければならない領域が多くなっていくことも考えられます。

そういった環境のもと、地域を変える新しい力になり得る地域おこし協力隊をうまく活用するのが良策と考えます。これからますます本町の地域課題が多くなってくるおそれがあり、そうならないためにも、地域課題の解決の担い手として、地域おこし協力隊制度を活用し、隊員を募集してはどうかと考えますが、やらない理由をはっきり答弁願います。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをしたいと思います。おっしゃるとおり、経費は国が支出、財政支援していただける制度となっております。しかしながら明確な課題もなしに募集したところで、なかなか成果を上げるのは難しいのではないかと考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、今のところ本町においては転入も多く、地域の目立った課題もあらわれておらないところが現状でございますので、現在は考えておりません。

今後、今、国の方ではプロボノとか交流人口とか、そういう、地域おこし協力隊の次の施策に力を入れ始めておられます。交通の便もよく、環境の整った本町では地域おこし協力隊よりもそちらの方が向いているのではないかと考えておりますので、将来的にそういう制度がまた創設されましたら、そのときに活用を考えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

中島議員 はい、議長。

前田議長 中島政幸君。

中島議員 豊郷町における地域での課題はあまり見受けられないというような意見の捉

え方をしますが、行政的に、地域における課題というか、地域おこし協力隊が活用できるような課題を掘り出しているのかどうかというのが疑問に思います。

課長が思うところの、豊郷は、全体的にいったらあまり必要ないよと、恵まれていますよというような感じで聞こえるんですけど、その中でもやらなければならないようなことを、やはり行政としては考えていって、少しずつでもこの町をよくしていこうというような観点から、しっかりと、このような、移住も定住も、また、豊郷のことを考えてもらえるような人材を外部から確保できるというような機会を逃すことはないと思うんです。しっかりと、今後、そのようなことも踏まえながら、やらない、できないではなくて、どのようにしたら、そういう人たちを活用して、どのように町のためにできるかしっかりと考えていっていただきたい。もともとのコンセプトが何か違うような気がしますが、もう一度、今後も考えていないのか、いま一度、すいません。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊につきましては、その名のとおり協力するものであって、主体的におこしてもらえない方ではないと考えております。まず、地域の方からおこしたい、何とかしたいという熱い思いがあって、初めてうまく機能するものと考えておりますので、地域住民の皆さんの熱い取り組みを期待しているものでございます。

以上です。

前田議長 次の質問をお願いします。

中島議員 それでは次の質問に入ります。教育長にお尋ねいたします。

学校給食の残食率を問う。町内小学校・中学校では学校給食が実施されていますが、小学校・中学校給食の残食率は何%ですか、伺います。また、特に中学校給食で残食が非常に多いと聞いていますが、小中学校の残食を減らすために、どのような取り組みがなされているのか。

中学校給食のメニューを見ていると、子供たちが家庭で食べないような献立が多いように思いますが、実際の子供たちの食生活に合わせたメニューに変えていくことも、残食を減らすためには必要ではないかと考えます。今後、検討することを求めますが、答弁をお願いいたします。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、中島議員の学校給食の残食率を問うについてお答えをします。

まず、小学校の残食率ということですが、小学校ではかさで残食量を出しております。4月12日から11月24日までの期間での残食量は、1日4リットルです。中学校については年に1回、学年ごとに残食を計算して、生徒にさせておりますが、今年は1月末に実施予定をしております。

また、小学校での残食を減らすための取り組みについては、3学期に実施している給食感謝集会の中で、調理員さんが残食について子供たちに話されることにより、給食を残さず食べるという意識を持たせ、また残食を減らすことを呼びかける絵本の読み語り等を行い、残食の解消に努めております。

中学校での残食を減らすための取り組みについては、牛乳を飲もうキャンペーンの実施、片づけの達人の取り組み、これはグループでの片づけを競うことにより、残食を減らすことにもつなげております。また、道徳や給食週間での取り組みでは、世界の飢餓事情を学び、日頃の食生活を見直す機会をつくり、食べ物に対し感謝していただくという食育の充実に努めております。また、実際の子供たちの食生活に合わせたメニューに変えていくことも1案ではありますが、学校給食は児童・生徒の心身の健全のためにバランスのとれた給食に重点を置き、食育の充実を目指して、学校教育活動の一環として実施しているという点をご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

中島議員

はい、議長。

前田議長

中島政幸君。

中島議員

同僚議員も何回か、以前もこのような質問をされてはいますが、答弁は、かなりよくなっています。

ということで、前回、中学校の方に、保護者を含め、議員の皆さんと試食の方に行かせていただきました。これは豊日だよりですか、これをいただき、読まさせていただきましたが、全体的に見ると厳しい意見もありますが、全体的にはよくなったのではないかというように私は受けとめてますがね。これ、34名の方が全員来られてますけど、まず、このデータのとり方が私はよくわからない。もしとられるなら、「おいしかった」とか「普通」、「そうではなかった」とか、マルか何かをしてもらって、おいしかったの中の何%はこんな意見でしたよとかいうところでない、なかなか前に進まないんじゃないかなというところですね。

私も、給食の試食、これは2回行かせてもらっています。それ以前から、なかなかいろんな問題があって、少しずつの改善はされているとは思いますが、大きな改善には捉えてないです、私ども。一応、いろいろと私も調べました。

東京都の足立区ではおいしい給食事業というもので、外食や中食ですね、味の濃い料理や添加物の多い食事に慣れている現代の子供たちに対して、天然だしを使い、素材のうまみを生かした給食を提供し、真に必要な栄養、知識などを教えると。今、教育次長が答えてくれたようなことが、同じように書いてあります。

また、関西では芦屋市ですね、芦屋の給食のレシピとか、本が出ていますが、学校給食が教育の一環であり、給食を通じて子供たちが心豊かに生きるヒントをたくさん学ぶことができる、食べることは生きることと、おいしいは心を育み、体をつくり、心をつくり、人生をつくるというようなことを、芦屋市の教育長は書いておられます。

今の次長のお話で、よく似たような回答になっているんですけど、前回、前々回も給食を食べさせていただきましたが、今の答弁をもとに考えたら、自校方式とセンター方式という壁があるかもわからないけれども、豊郷町は今のことをコンセプトにして、教育の一環なんだと、おいしく、笑顔で食べてもらうことを目標にして、給食を食べるときも箸を全くつけない子供がいたり、残食、好き嫌いもあるかもわからないけれども、全く箸をつけずに、全く給食を食べない子供がいたり。それを見たときに非常に問題だなと思いました。食べていただくこと、楽しく食べていただく、教育の一環だとして、食べていただくということをコンセプトにするならば、そういうふうな子供たちが1人でもいれば、何らかの対応は即座にしなければならないのではないかと思います。

前回も、中学校の学校長にも言いましたが、給食の試食会というのが恒例行事にならないように。ただ、行っているだけ、毎年1回食べに来てもらいますよと、恒例行事にならないように、必ず改善をしてくださいということを申し入れました。今後、給食に対してですから、自校方式とセンター方式で大きな壁があるかと思いますが、教育長にお尋ねしますが、今後の給食のあり方に対する教育長の考え方と、コンセプトとか、しっかりした考え方を教えていただきたいと思います。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの中島議員さんの再質問にお答えしたいと思います。教育長のコンセプト、どういうふうを考えているかということですが、まず、言われたとおり、確かに学校教育の一環として、バランスのとれた栄養だけでいってしまうと、子供は確かに、おいしく笑顔でいただくことはできないかなということをおもいます。私はまず、これは、食事については、日本人は「いただきま

す」という言葉の中に全てがあるように思います。それは食べるもの、あるいはつくっていただく方、運ばれる方、配膳していただく方等、それら全てに対して「いただく」と、命をいただいていることも、当然そこには大きく影響しているなということを思います。

そういった中で、学校教育の中ではありますが、子供たちが、おいしく笑顔で食事をするというのが非常に望ましいことだなど。このことで、議員の皆様方にも現場で食べていただいた、また、PTAの方にもいただいた、恒例行事にならないようにということ、今ご指摘ありましたが、私もそのように思います。しかしこういった、失礼ですが、現場で食べていただくことを通して、確実に給食は変わってきてあるということは、これはもう、中学校の職員も申しますし、私自身もそういうふうに思っておりますので、そういった部分で意識を高めながら、よりよい給食を目指していきたいと考えております。

以上です。

中島議員

はい、議長。

前田議長

中島政幸君。

中島議員

教育の一環、おいしい給食、笑顔で食べてもらえるよう、しっかりと前向きに、今後も注力していただければと思います。

芦屋市で、小学校3年生から味覚の勉強みたいなことをやっておられるらしいです。一例を言うと、トマトの嫌いな子供たちにトマトをそのまま食べさせる、そこにお酢をかけたものを食べさせる。そのままのトマトはなかなか食べないが、お酢をかけたトマトを食べると甘く感じると、そういうような、教育を通して、自然の素材を使いながらおいしく感じることを小学校3年生ぐらいから教育をされるそうです。

それともう1つ、これは要望なんですけど、残食率に関してですが、もう少し細かく、どれぐらい出ているかということをとってはいかがかだと思います。まずそこが出発点になるのではないかということです。先ほども言いましたが、全く食べない子供たちもいると、非常に悲しい出来事やと思いますけども、そのような子供たちがどれぐらいいてるのか。多分、そういうような子供たちも、部活をして、また家に帰って間食をして、夜ご飯を食べないというような負のサイクルに入るかだと思いますので、栄養のバランスといわれるのであれば、成長盛りの子供たちなんで、しっかりと食べていただくという観点から、豊郷町の教育委員会としては、センター方式はほかの市町村もおられますので、しっかりとしたコンセプトを持って対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前田議長 次の質問をお願いします。

中島議員 それでは、次の質問に入ります。気象警報発令時における学校の臨時休校について教育長にお尋ねいたします。

気象警報発令時における学校の臨時休校について、教育委員会で判断基準が定められていると思いますが、当町教育委員会の基準はどうなっているのか、また、ホームページを見ていると暴風警報や大雪警報、暴風雪警報、特別警報が発令されると臨時休校となると書かれている自治体がありましたが、特別警報が近隣市町に出て、豊郷町だけ出なかった場合、どういった対応をするのか答弁を求めます。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの中島議員さんの、気象警報が発令されるなど、非常変災の場合の本町の学校・園の対応についてお答えいたします。

まず、本町の学校・園では、県の非常変災時、その他、緊迫事態における市町立学校の非常措置基準に従って、午前7時の時点で大雨、暴風、大雪等を含む特別警報、または暴風を含む警報が出ている場合は、臨時休業することを文書にて保護者に通知しております。

次に、特別警報が近隣市町に出て、本町に出ていないときの対応についてお答えいたします。隣接する市町に、直ちに命を守る行動をとる特別警報が出ているということは、本町においても同様の警戒レベルであると考えられるべきであると言えます。授業期間中であった場合には、土砂災害警戒情報や河川の氾濫情報、気象庁の危険度分布図等の情報、近隣市町の状況、通学路の安全確認等、さまざまな状況を把握した上で、子供の安全を第一に、臨時休業を含む総合的な判断をしていきたいと考えております。

以上です。

前田議長 中島君。

中島議員 それでは再質問に入ります。臨時休校の基準はよくわかりました、7時までにそのような警報が出たらという話でしたが、このようなことを聞いているんです。近隣の市町に警報が出ているのに、タイムラグで豊郷町が注意報のときがあると、これ、よく私もテレビで見て、豊郷町だけが注意報になっているときがあるんですけども、そのとき、児童・生徒たちが臨時休校にならず、子供たちが登校して、学校に何時間もいないまま警報が出たら、そのまま学校からは帰るというような姿を見たときに、雨に濡れて危険な状況で下校するような姿を見るわけです。その中で、保護者からももっと早く判断できないかと、7

時という規定はあるにしても、もっと早く判断できないんですかというような話もあります。そのような状況において警報の発令、今、子供たちの安全を考えてと言われましたが、もう少し早い段階で、7時という規定はあるんだろうけども、もう少し早い段階で判断することはできないのか、もう一度お伺いします。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 中島議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。まず、保護者の、例えば台風のときのもう少し早い判断でのというご意見であります。ある一定、県下で7時という時点を決められているのは、7時以降、登校の準備に入る等を想定しての7時だということを考えております。早いのにこしたことはないんですが、その後、刻一刻と変わる状況の中での判断でありますので、当然、7時というのは、今、ほとんどの保護者についてはご了解いただいている時間です。状況が一変したら、それは早い時点で極力ということを考えております。

ただ、私ども、実は今年1月、2月に大雪がありました。そのときに1日臨時休業いたしました。それは前日の段階でという非常に早い段階で、近隣市町よりも早い段階でいただいて、非常に適切な判断だという評価をいただいておりますので、子供の安全を第一に、少しでも早く判断をしていきたいということには変わりございません。

以上です。

中島議員 はい、議長。

前田議長 中島政幸君。

中島議員 教育長、別に7時がどうのこうのと言っているわけじゃないですよ。近隣市町に警報が出ていて、地形とか何らかの影響で豊郷町が注意報のときが見受けられると、タイムラグで後から警報が出てくるというような時点のときに、もう警報出るのはわかってることやねんと、一緒やねんと、7時以降に。そのときに、もう少し早い段階をできないのかということでお聞きしているんですね。

災害応急対策計画というのはご存じかと思いますが、その風水害時における園児・児童・生徒等の安全確保の中の2のイの中に、暴風警報または特別警報発令前における特例処置ということで、臨時休校に関する判断の基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における暴風警報または特別警戒の発令が必至と判断される場合、校長は教育委員会と協議の上、児童・生徒に対して臨時休校に関する指示を出すことができると書いてあるんですよ。7

時にこだわる必要はないんじゃないですか。

ということで、これまた読んでいただけたらわかると思いますが、ここにこう書いているので、近隣市町に警報が出ていて危険だと判断されたときは、時間にこだわらずに、もっと早い段階で臨時休校の判断をするべきだと思うんです。さっきも言ったように、結局は帰りの、生徒や児童たちが、園児が、帰りは警報の中を帰ってくるわけでしょ、一番危ないところに生徒たちを放すわけですよ。そうすると、学校の管理下ってどこからどこまでという話になるんですけど、それだったらもっと早めに、安全、生徒児童の安全を考えるなら、もう少し早い段階の判断もしてはいかがでしょうかというようなことなんです、お答えいただけますか。

**教育長** はい、議長。

**前田議長** 堤教育長。

**教育長** 中島議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。今の非常措置基準、私も持っております。最初は学校長の判断ですが、教育委員会と相談してというところがあります。

子供が家にいる状況と、登校してからとは大分違うかと思います。登校してから下校の判断をするというのは、簡単に言いますと、子供が登校してきた、警報が出た、警報が出たから、即臨時休業として子供たちを帰そうとしたときに、子供たち、相当なことを私たちも判断しなければいけない材料としてあります。まず、ネットでもって発信していくこと、それから極力早く知らせる、しかし、子供たちの中にはおうちへ帰っても家があいていない状況等もありますので、そういった部分では、登校前、登校後等でも大分変わってきます。ただ、台風が来ていて、明らかに警報が出るであろうという場合につきましては、前日に、保護者に知らせるのがベターかなということを思っています。

いずれにしても、朝、保護者の方が家を出られるまでに、何らかの形で保護者の方に知っていただくということが大事かなということを思います。そういった部分では7時にこだわるということでは決してありませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

**中島議員** では、よろしくをお願いします。

**前田議長** 次に、西澤博一君の質問を許します。

**西澤博一議員** 議長、7番。

**前田議長** 西澤博一君。

**西澤博一議員** 私からは3点質問をさせていただきます。

1点目、第7期介護保険事業計画についてお伺いしたいと思います。平成30年度に向けて第7期介護保険事業計画を策定途中と思われませんが、そこでお尋ねしたいと思います。介護保険制度第6期計画における反省と今後の改善ならびに本計画の策定に当たって、高齢者を取り巻く現状や、介護保険サービスの状況について答弁を求めます。また、現在の豊郷町介護保険事業計画作成委員会において、どのような審議状況になっているのか答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは私の方から、西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第7期介護保険事業計画の中の、高齢者を取り巻く現状といたしまして、65歳以上の人口が、現在、10月末で1,903人になりました。介護保険の認定者は386人、認定率は約20%となっております。

また、サービスの状況につきましては、同じく10月分といたしまして居宅サービス、ホームヘルパーとかデイサービス等にかかわります部分が、223人の方が利用され、施設サービスについては62名の方、そして地域密着型サービスの利用者の方が31名となっております。また、介護保険事業の第7期の作成状況、進行状況につきましては、作成委員会の審議状況は全員協議会でもご説明をさせていただきましたけれども、現在、骨子案、各サービスの見込み案についての検討をしていただいております。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博一議員 今、北川課長からの答弁の中で、お尋ねしたい点がございまして、今、介護保険の認定率、確かに全国的に大分高いようでございまして、本町においては認定者率は何割程度あるのか。また、近隣と比較して、認定率は豊郷町は高いのか、低いのか。その点について答弁をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、第1段階の低所得者の割合は何割か、また、保険料が上がるとしても、低所得者世帯の負担について、できるだけ抑えるような努力をしていただかなければならないと思いますが、それについてどのように考えているのか。また、これは2点、ちょっと提案というか、今後の検討委員会の中で、介護保険の中で1つの課題として提案していただきたいんですけども、まず1点目、介護保険料の細分化ということでありまして、現在そういうふうな形の中で、今、うちの町は確か、第1から第9の介護の段階になっていると思います。近隣を調べてみますと、甲良町は第1段階から10段階あります。

多賀町も第1段階から10段階あります。そして、愛荘町は特に第1段階から12段階というようになっております。彦根市も1から10というふうになっております。その中で、1つはそういう細分化というのは、第1段階、第2段階、第3段階の方々の軽減というか、そういうようなことも1つの方法かなと。もう1点は、今のうちの第6期の第1段階から9段階までありますけども、第1段階の掛け率が0.45にかかって、9段階の方に関しては1.7やと、そうすると第1、第2、第3の方々を軽減するに当たっては、その方の掛け率を低くした場合に、6、7、8、9の細分化いうのも1つの方法かなと私は思うのでありますけれども、その2点について、細分化について、現状のままの数字を軽減して掛けるのか、それとも第1、今後、細分化というか、第10になるのか、11になるのか、そこら辺はわからないんですけども、その点についてはどのように考えているのかお聞きしたいのと、それは今後、介護審議会の中で議論をしていただきたいと思います。

もう1点なんですけども、第6期、県から借入れがあったと思うんですけど、今の借入れを行った金額と、現在の残高はどのようになっているのか、その点も答弁を願いたいと。

もう1つ、大事なことなんですけども、介護予防なんですけども、介護認定を受けて、皆様のをするというのはなかなか大変なことでありますけども、私も来年65歳になりますので、5年後には、ひょっとしたらそういうようなお世話になる状況になるかもわかりません。そういうようなことで介護予防についてなんですけども、今後のサービスを増すことだけではなくて、どのサービスを重点的に充実させていくのかを考えるのが重要なことではないのかなと自身は思うのであります。

もう1つですけども、ちょっと調べたんですけども、東京のある市なんですけど、そのところが介護支援ボランティア制度いうのをやっておられます。これでいきますと、全国で386市町村がやっておられて、全体で2割程度だけですけども、そういうような介護ボランティア制度をやっているところがあります。その点について、そういうようなものも1つの、介護予防の1つの方法だと思つので、そういうのも一遍、この審議会の中で議論していただいて、すぐには無理だとしても、そういうような状況の中で、町の方も勉強していただければいいのかなと思うんですけども、その点についても答弁をお願いしたいと思います。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは西澤議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、認定率の件でございますが、認定率、先ほども申し上げましたけれども、本町では約20%という率を推移しております。他の近隣の町と比較いたしますと、愛荘町で申しますと16%台、多賀町は15%台、甲良町が19%台ということから、認定率が本町は高いと考えております。

そして2点目の低所得者の関係でございますけれども、低所得者、いわゆる第1段階の方が、本町ですと全体の21%、約21%となっております。そういう部分、これも見ておりますと、愛荘町、多賀町、それぞれ10%、うちの半分でございます、甲良町でいきますと19%ぐらいということから、やはり低所得者の方が多いということは、保険料が高くなる要因の1つであると考えておるところでございます。

3点目、細分化の話が出ました。前回、この第6期の計画のときにもいろいろご意見をいただいたわけでございますけれども、まず、第6期のときの9段階というものは国の推奨と申しますか、国が認めた基本的な段階であり、本町もいろいろな段階を想定いたしました、9段階でいくということを進めてまいりました。ただ、今回ご意見をいただきましたように、今後は段階を多くして、その中で低所得者の方にどれだけ、あまり伸び率が伸びないように、また、段階を多くして保険料の抑制につながるものかということをいろいろ検討しながら、今後の作成委員会でも進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、第4点目でございます。4点目につきましては第6期中の借入れのことだと考えておりますが、これにつきましては27年度、28年度それぞれ857万5,000円と、28年度は300万円ということで、合わせて、現在のところ1,157万5,000円という金額を借り入れておるところでございます。

最後に、介護予防の件につきまして、いろいろご提案をいただきました。以前から申し上げておりますように、介護予防につきましては、認定を受けない方の予防をしていただくために、生きがいデイサービス、社会福祉協議会の方で実施していただいております生きがいデイサービスについて、介護認定を受けないような元気な体をつくるということ、また、各集落でのそれぞれの老人会等の取り組みのところへの出前講座、そして、ボランティアというお言葉をいただきましたけれども、そういう、あつたかほ一む等で、それぞれ各地域に応じたそれぞれの老人の集い、集まりを持っていただいております。そういうところでのボランティア精神の育成を今後も養いながら、そういう方々の発

掘にも力を入れていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博一議員 繰り返しになるかなと思いますけれども、まずは高齢者のボランティアということで高齢者の社会参加、介護予防ということで、東京都の稲城市いうところがそういうようなことをやっておられます。ちなみにそれは、やはり市町村によって現状はまちまちだと思いますので、そういうようなことも参考にさせていただいた上で、介護保険事業計画作成委員会等で議論していただければありがたいかなと思います。

もう1点についてですけども、先ほど、県からの借り入れ金が1,157万5,000円ですか、あるということ、これは介護保険の中で賄っていかなければならない、返済していかなければというのが現状かなと思っています。そういう中で、第7期は何ぼの金額になるのかわかりませんが、基準金額が作成委員会の中で決まるとは思いますけども、これから高齢者の方々の財政の負担とか、また、第1段階、第2段階、第3段階の方の、そういう軽減等を少しでもできるような方法を審議会の方で議論していただいて、やっていただきたいと思うのであります。この点について明確な答弁をお願いしたいんですけども、一応、細分化ということと、もう一つは現状の、今の第1段階から第9段階の、本町の掛け率の軽減をするということ、2つの提案をさせていただいたので、その点についてももう一度答弁をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは再々質問にお答えをいたします。

まず、介護予防の件でございますけれども、先ほどからご意見をいただいておりますボランティアの件、これにつきましては現在、認知症の関係でボランティアの方が年々、熱心に取り組んでいただいているところでございますので、そういうところからも広げていき、今後は介護予防の体操等についても、何とか取り組んでいき、またご協力を願いたいなと考えておりますのと、各集落でのそれぞれの老人会等でも熱心な活動をしていただいておりますので、そういう部分についても、ボランティア精神の育成についても考えていきたいというふうに思っておりますのでございます。

また、先ほどからの多段階の関係でございますけれども、もちろん、保険料の抑制につきましては、あらゆる角度から今後も研究してまいりたいと考えて

おるところでございます、その中での多段階制というものは、高所得者の方にはちょっと負担が多くなるかもわかりませんが、現在、290万円以上というところで止まっておるところを、今後もう少し上の方で、100万円単位とか、そういう部分の細分化を、そういうところも視野に入れながら、また、受給、標準価格に対する率も、そういう部分では多段階について上げていかざるを得ないのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

**前田議長** 次の質問を願います。

**西澤博一議員** では、次に平成30年度の予算編成についてお伺いをしたいと思います。平成28年度、29年度に実施した施策、事業の検証をもとに、これから平成30年度の予算編成が行われますが、平成30年度は町民に対してどのような施策・事業に重点を置いて予算編成を行う予定か、答弁を願います。

**伊藤町長** 議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、7番西澤博一議員の、平成30年度予算編成についてを問うということにお答えをいたします。

平成30年度の予算編成といたしましては、既存事業の継続性と内容の見直し、検討、新規事業では事業内容等の検討と事業の必要性、実施期間についての検討、また、国及び県の補助事業の廃止、縮減等を含めた事業の精査、また、このための情報収集を行っているところでもございます。今日の課題といたしましては、町総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略をはじめ、他の各計画に基づく、事業に適切に対応した施策の取り組みを進めるもので、特に町民皆様の安心・安全な生活のもと、笑顔と元気で未来に輝く豊郷町の実現を目指した施策として、教育振興施策、福祉関連施策、防災対策強化施策の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

**西澤博一議員** はい、議長。

**前田議長** 西澤博一君。

**西澤博一議員** では、平成30年度予算について、何点かお尋ねしたいと思います。

当初予算は、要求をされているのが財政部局から事業担当課部局に予算編成方針が示されておりますが、予算編成はどのような形で、方針はどのような内容になっているのかお尋ねをしたいと思います。

そうした中で、災害が起こったときに、事故が発生した場合に、そういうような緊急の場合には予算計上は行われるのか、その点と、もう1点は、各課に

において、おそらく来年度の予算に向けての要望等は財政当局に、11月の末か12月の初めぐらいには大枠のことは財政当局の方にお示しされているかなと思います。その中において、特に一部の課に来年度はどのような形でやっていくのかお聞きしたいんですけども、30年度事業の計画予定の中で、町単独事業の内容についてお伺いしたいのは、まず、地方創生事業、これは企画振興課の方になるんですか、来年度、30年度に向けてどのような、重要な新規事業について、どのようなことを考えておられるのか。

もう一つは、6町クラウドを来年度からやられるというのを聞いておりますので、その点について少し、もうちょっと詳しく答弁を願いたいと思います。あと、農業施策と観光の件ですけども、やはり当町においても、農業と観光は大変重要なことでもあります。来年度、30年度に向けてどのような予算計上、どのような形でやられるのか答弁をお願いしたいと思います。

あと、豊郷町、将来の子供たちが豊郷町を背負っていただく意味で、子育て支援施策とか高齢者の福祉関係なんですけども、その件について担当課の方で、来年度についてはどのようなことを考えておられるのか答弁をお願いしたいと思います。

あともう1点、町長にお聞きしたいんですけども、毎年、予算編成に当たって、やはり首長として目玉というようなことは考えられているんですけども、30年度の予算で目玉となる事業施策はどんなことを考えておられるのか、町長に答弁をお願いしたいと思います。

あと、予算の中でふるさと納税が5,000万、7,000万と、応援をしていただいているんですけども、そういうようなことを、ふるさと納税を活用したことで、国においては2020年から25年度あたりで幼稚園、保育園の無料化をするようなことを新聞等で報道されております。今は2017年であります。そうすると、18、19、20ということは3年なんですけれども、期間限定の中で、町として子供たちのそういうような、保育園、幼稚園の無料化はできないものかと。完全に無料になるというのは無理であるならば、例えば2分の1、3分の1のそういう補助は、その3年間で、時限立法の中で、豊郷町の施策の中で、そういうようなものはできないのかお聞きをしたいと思います。いろいろありますけども、給食の無料化もありますけども、そういうような、子供を育てるお母さん方、お父さん方の負担軽減を主とした考えのもとでしゃべらせていただいておりますので、保育園とか幼稚園の無料化の方を、国がするまでの間に、2年か3年かと思うんですけども、その点についてどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上の点について、答弁を求めます。

前田議長  少しすみません。

携帯電話等の使用はお慎みください。

総務課長  議長。

前田議長  村田総務課長。

総務課長  西澤議員の再質問でございますが、まず、予算編成につきましては、現在、11月末で各課から要求をいただいております、締め切りをいたしました。現在、事務的経費について、事務担当レベルについて査定といいますか、調整を行っているということでございますので、それで、予算の方針としましては、先ほど町長が言いましたように、現在までの事業の継続性なり、新規事業というのは当然、今後査定の中で協議をしていく内容でございます。

議員がおっしゃっていますように、こういうこと、ああいうことということがございますが、ただ、全ての予算書はまだ全部チェックできておりません。今の段階で、どういう事業がということについては、はっきり言えない状況でもありますので、これから1月以降に町長査定等を終えて編成をしてまいります、それまでの間は、まだ流動的な部分がございますので、こういった内容になるかということを含めて、現在では、内容まで触れることはどうかというふうに私は考えておりますが、議員の方で、細かい事業についてのお話があると思いますが、まだ確定しておりませんので、当然、3月議会で当初予算を計上することになりますので、今現在はそういうことで難しいのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤町長  議長。

前田議長  伊藤町長。

伊藤町長  それでは、西澤博一議員さんの再質問にお答えします。30年度の目玉でございます。

今、課長が申しましたように、各課から上がっている中で、新規のあるのはどのようなものか、しっかりチェックした中、そしてまた、財政的な面もかかってきます。それがチェックできてくるのが1月の、1週目はできませんので、2週から3週目になる。そういった中で、いろいろ思い描くことはありますけれども、やはり、財源的にどういう形が一番いいのか、おっしゃった、いろいろな施策もありますけれども、やはり全部はできませんので、焦点を絞って、しっかりと町民の負託に応えていきたいな、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

西澤博一議員  はい、議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博一議員 今、産業振興課、保健福祉、企画振興についての見解はどうかというのを聞きしましたが、総括して町長また総務課長がお答えになりましたので、それ以上はお聞きいたしませんけども、今回、そういう予算編成の中でお聞きしている中ですので、大枠は大体、今の町長の答弁で、11月末に大枠は聞いているというのであれば、やはりこういう議会の機会を私らもいただいておりますので、できたら、そういうふうな部分については答えていただきたいと思いました。

そこで、いろいろなことを申しましたですけど、1つ、これだけをお願いしたいと思うのは、やはり財政的にもいろいろな事情があろうと思います。全て無料と、私も言うわけではありませんけども、保育園と幼稚園の子どものお母さん方の家庭の負担を軽減するという意味で、完全の無料化が無理ならば、せめて3分の1、2分の1の軽減をできればしていただけないかと。これは来年度の予算の査定の中でもう一度議論をしていただきたいと存じます。これがまず1点でございます。

いろいろとございますけども、いずれにしても、来年の30年度の予算については、町民お1人お1人の福祉、教育、その他の町民の方々が安心・安全、また楽しく豊郷町に住んでいただける予算編成にしていただければありがたいと存じます。今の点について、町長から保育園、幼稚園の件について、もう一度答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、私、まだ目にもしておりませんので、どのような内容かもわかりません。ただ、それぞれ1人1人の議員さんの意見を聞いておりますと、予算は膨れ上がっていきます。そういった中で、先ほども申しましたように、どこに焦点を置いて平成30年度はやっていくかということ、1月の中旬にしっかり査定して、そして財源等をしっかり押さえた中で決めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

前田議長 次の質問をお願いします。

西澤博一議員 はい、議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博一議員 次、3点目です。自治区画再編成整備基金条例についてお伺いいたします。自治区画再編成整備基金条例は、平成4年3月12日に施行されていますが、次の点をお伺いいたします。

- 1、基金を設置した目的は何か。
- 2、どういった事業にこの基金を活用されたのか。
- 3、現在の積み立て額と、今後どういった事業に活用されるのか。
- 4、今後、基金条例を改正・廃止する予定はあるのか、お伺いたします。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番西澤議員のご質問、自治区画再編整備基金条例について問うについて、お答えをいたします。

まず、1つ目の基金の目的につきましては、平成4年、条例第8号の自治区画再編整備基金条例第1条にも規定されておりますとおり、自治区画再編に伴う集会所建設等に必要な経費を積み立てるためとなっております。具体的には豊郷町自治区画再編整備事業費補助金として補助を行うために設置されたものでございます。

2つ目の活用についてですが、過去に先ほどの補助金で地域振興費として補助を行ったと聞いておりますが、近年では活用の実績はありません。

次に、3つ目の現在の積立額ですが、平成28年度決算書にも記載しておりますとおり7,005万9,615円で、今後については同補助金要綱に合致する事業が行われる場合に補助していくことになるとは思われますが、現在のところ予定はありません。

最後に4つ目ですが、将来的に必要となりましたら、改正・廃止も行うことになろうかと思われますが、現在のところはそのような状況ではないと考えております。

以上です。

西澤博一議員 はい、議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博一議員 それでは、何点かお尋ねしたいと思います。

将来、そういったことがあるかないか、それはわかりませんが、平成4年には条例ができたということです。その当時は、その基金がやはり必要だったと思います。現在、それから25年たっております。その中で基金が7,000万円か、あります。それは、今、自治区再編整備基金の条例の中にあるんですけども、これは、こういう基金というのは、そもそもこの基金というのはどういった事業に活用できるのかという、条例には自治区再編に伴う集会所整備等に必要な財源と記載されておりますが、今後、自治区再編の予定はまずないかなど。100%ではないけど、九十五、六%はまずないのかなど、私は思っ

おります。

そうすると、この基本的な目的は限定的にもなっているとは思っているので、他の市町村の基金を見ても、そのような目的の基金は、調べましたけどもございませんでした。そういう中で、今現在16自治区があります。その中で、各字によって、今の公民館等々にはいろいろな課題があろうかと思えます。そういうような形で、もう少し柔軟に、その基金を利用する条例改正はできないのかなと私は思うんですけども、1つの例として公民館ですが、老朽化している字もあるし、また、人口が増加をして手狭な公民館もあります。その公民館についても、耐震補強もしなければならぬけども、財政的にはなかなか難しいというのも聞いております。そこで、国・県の補助もありますけども、そういう、今、自治区再編の基金があるならば、それを条例の中で、1つ項目を1行か2行加えて、柔軟に、こういうようなことにも使えますよという、そういう基金にしてはどうかと、まず、それが1点でございます。

あともう1つですけど、仮にこの基金を廃止した場合に、今の、現代にマッチしたというか、2020年にオリンピックがあります。平成32年に東京オリンピックがあつて、平成36年には滋賀県の国体があります。一応、当町においても、甲子園に出た選手も何名かおります。また、インターハイ、国体へ出場しておられるスポーツ選手もおられます。そういうような方々とか、また、文化のことで力を入れている団体、また、個人の方々もおられると思えます。中学校においてもブラスバンドなど熱心にやっているクラブもございます。

そういうような子供たちをこれから支援するという意味で、スポーツ文化推進基金というものも1つの使い道ではないかなと。滋賀県から他府県に出て野球を頑張っておられる子供もおられるし、サッカーをやっている子供も、いろいろと文化的なことをやっている子供もおられます。そういう子供たちのことを考えたときに、そういう基金等を設置してはどうかと私は思うんですけど、その2点について答弁をお願いいたします。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、この自治区画再編基金の関係でございます。これにつきましては平成4年に基金条例を設置しておりますが、これは、その当時に字に加入していないところがあるのをどうするかという中で、自治区画の再編協議会というのが、各字2名の役員さんにおいて協議がされました。その結果といいますか、その中で平成7年、8年に新しい自治会ができるのとあわせて、既存の字に編入され

るというのが現実にできております。そのときに、いろいろ議論された中で、当然住民が、区民が増えるということで、いろいろな施設が足りない場合にどうするかということで、この基金の目的が1つございます。

それと、自治区画の再編については、その当時、私が覚えている範囲では、当然、自治会に加入する場合の協議費の問題がなつたと思います。金額がどうのこうのということではなくて、今までの負担が低かったのが、ある地域においては高くなると、その辺の問題をどうするかということの中で、この基金を多分、一部使われたということは、私はこういうふうに思っているのですが、そういう中で、今日この基金が設置されております。

最近でありますと、自治会に未加入者の方をどうするのかというのは、議員の皆さまからいつも、私の方にそういうことをお伺いします。ですから、なかなか難しい問題ではありますが、当然、そういったことも今後進めていく中で、そういういろいろな問題が出てきたときにどう対応するかということについては、やはりこの基金を使っていくことになると思いますので、ですから、この廃止等については、改正もそうですが、当初の目的が達成すれば、当然基金は廃止していいとは思いますが、果たして現時点でそれができているかということについては、なかなか精査しても答えは出てこないのが現状だと思います。どちらかという、これからのそういった編入等に対しての課題の方が多いかなという中で、現在の基金について今後どう活用するか、また、改正なり廃止するか等を含めて、今後、皆さんと議論をした中で、この基金については慎重に考えていきたいというものだというふうに思っております。

前田議長 西澤博一議員、再質問は。

西澤博一議員 結構です。

前田議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開はこの時計で11時とします。

(午前10時52分 休憩)

---

(午前11時00分 再開)

前田議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 はい、議長。

前田議長 はい、鈴木勉市君。

鈴木議員 では、一般質問をいたします。

まず1点目、ヒバクシャ国際署名への賛同について、町長にお伺いいたします。県下の地方新聞、11月5日付で町長が、ヒバクシャ国際署名推進連絡会

が取り組んでおられます広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、通称ヒバクシャ国際署名に賛同し、署名されていることを知り、私は大変うれしく思いました。そこで、どのような経緯で、どのような思いで賛同をされたのか、心情の一端をお聞かせいただければと思います。

2点目、台風21号の教訓から、広域避難所、日栄小学校の見直しを求めます。台風21号の接近により、本町でも避難指示などが発令されましたが、警戒に当たられた行政職員、消防団員の皆さん、また、関係者の皆さんに、まず敬意を表する次第です。避難指示が発令されたのを知り、私も中学校と小学校に駆けつけ、宇曾川と、岩倉川を見回りましたが、現場で気がついたことがありました。それは、岩倉川がはんらんしたら、広域避難所になっている日栄小が危ないのではないかという疑問を持ちました。そこで、岩倉川が氾濫した場合のシミュレーションについて説明を求めます。私は、そう感じたのですが、町はそのような認識を持っておられるのかどうか、明らかにしていただきたい。

3点目は、避難指示、準備情報などを発令した時間や解除した時間、また、どのような方法で広報されたのか、説明を求めます。

3点目、国保の県移行の進行状況について問います。

9月議会で国保税の引き下げを求めたおり、医療保険課長からは、試算については、9月か10月に県と各市町の協議の場が持たれるのではないかと。町長の方からは、4方式が3方式に変わり、大変な状況になるかもわからない。などなどの説明がありましたが、現時点での進行状況についての説明を求めます。

4点目、とっとまつりの開催場所の検討を求めます。

とっとまつりは夏の恒例行事として定着をしていますが、その開催場所について、日栄学区での開催できないかという町民の声があるが、どうかと9月議会ですたしたところ、産業振興課長は即座に考えていないと答えられましたが、その認識が今も変わっていないのか、回答を求めます。

5点目、地方自治法第96条第2項に基づく、議会の議決すべき事件に関する条例の追加、改正を求めます。去る10月31日に甲良町で行われました彦愛犬の議員研修会で私も学んだわけではありますが、地方自治法第96条第2項は、普通地方公共団体は条例で議会の議決すべき事項を定めることができるとされています。本町では、平成21年3月に定住自立圏協定の締結、変更、廃止については定められています。例えば、豊郷町における総合計画及び基本計画の策定、変更、廃止に関することについて、追加・改正することを、まず求めますが、見解を明らかにされたい。

2点目につきましては、ありがとうございました。資料の提供をいただきま

したので、省略させていただきます。

最後に、豊郷町住民投票条例の制定を求めます。

近年、住民の町政への参加を推進し、町政運営の向上や町民自治の確立を目指して、住民投票条例を制定する自治体が増えていますが、本町においても豊郷町住民投票条例の制定を求めますが、見解を明らかにしていただきたい。

以上です。

伊藤町長 議長。

前田議長 はい、伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんのヒバクシャ国際署名への賛同についてお答えいたします。

ヒバクシャは、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める内容であり、平成2年12月20日に豊郷町議会が議決しました。豊郷町民は人類の恒久平和を実現するため、わが国の基本方針である非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶を目指し、核戦争防止を強く訴え、ここに豊郷町恒久平和町とすることを宣言するとした、豊郷町恒久平和町宣言に関する決議は町民の願いであると考えております。よって、町民を代表する私としては、賛同したものでありますので、よろしく願いいたします。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、2点、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目ですが、台風21号の教訓から広域避難所の見直しを求めるという質問でございますが、1点目、2点目は関連でございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、まず、岩倉川のみ特化して、氾濫した場合のシミュレーションはございません。また、町単独で河川の氾濫した場合を想定したシミュレーションは行っておりません。滋賀県が作成しました100年に1度の大雨により宇曾川が氾濫した場合の浸水想定区域をもとに想定している水害リスクとしているものでございます。また、現場には水位観測隊もあることから、巡回などを通して、現場の状況判断により、避難情報を発信していくことが重要だと認識しております。

3点目の避難勧告発令ですが、時間的には22時でございました。避難指示準備情報をそれぞれ発令したのは、22時30分。それと、それぞれの発令情報を解除したのは、明朝の6時30分でございます。情報の発令につきましては、防災行政無線にて広報を行ったところでございます。

次、2つ目の豊郷町住民投票条例の制定を求めらるご質問でございますが、地方制度の根幹は、代表民主制であります。住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としています。これは、よく議員の皆様が言われます二元代表制ということでございます。

しかしながら、複雑化した現代社会において多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で直接民主制的な手法の導入として住民投票は住民自治の充実を図るという観点から重要であるということは認識をしています。

ご質問の住民投票条例の制定には、現在の自治制度の中で議会や首長の機能と責任をどのように考えるかという点、また、住民投票をどのように位置づけるのか、住民投票の対象となる事項をどうするのか、また、投票の結果にどこまでの拘束力を持たせるかなどの基本的な考え方、また、常設制定、随時制定、この2つがあろうかと思いますが、こういったことを皆さんを含めて、今後、議論なり検討をしていくことが、必要ではないかというふうに考えております。ご質問されています議員個人にとどまらず、議会として今後の議論を含めていただくことが、最も重要ではないかと考えているところでございます。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から、鈴木議員の国保の県移行への進行状況を問うという質問について、お答えをさせていただきます。

まず、現在、県においては、3回目の試算結果を提示されたところでございまして、先の全員協議会でお示しをさせていただいたところでございます。今回の試算結果につきましては、これは、あくまでも、本年度29年度までの状況をもとに導入した、試算したという仮定したものでございます。来年の確定計数とは合致してこないものだと考えておるところでございます。また、4方式、3方式の関係につきましては、一度に3方式への移行は、急激な保険税への上昇が見込まれる場合もございますので、段階的な移行を視野にシミュレーションをしながら段階の幅を見極めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

産業振興課長 はい、議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のとっとまつりの開催場所の検討を求めらるについて、お答えいたし

ます。とっとまつりの開催場所についてですが、とっとまつりは実行委員会方式で開催いたしており、開催場所につきましても、実行委員会の場で検討し、決定することとなります。ですので、質問にあります私の認識は、開催場所については、実行委員会で検討していきたいということでございます。

以上です。

企画振興課長 はい、議長。

前田議長 はい、清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、8番、鈴木議員の5番目の質問、地方自治法第96条第2項に基づく、議会の議決すべき事件に関する条例の改正、追加を求めるのご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、地方主権改革の一環として平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、総合計画の基本部分である基本構想についての議会の議決を経て定める旨の規定が削除されました。その結果、基本構想の法的な策定義務はなくなり、計画そのものと議会の議決を経るという手続きの必要性は、町の独自判断にゆだねられることとなりました。

しかしながら、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものとして、また、町づくりの長期的な展望を示すものとして、総合計画の策定は必要であると認識しております。ご承知のとおり本町の第4次総合計画は平成30年度までとなっておりまして、来年度、次期計画の策定を予定しております。その際には、前回、計画策定時や先般の地方創生総合戦略の策定時と同様に審議会を設置しまして、諮問をさせていただき予定をしておりますが、その審議会には議会からも委員の選出をお願いしたいと考えておりますので、策定段階から議会の意見も反映できると考えておりますし、また、中間時、策定時には、議会へ報告をさせていただこうと考えておりますので、あえて、条例の追加、改正の必要はないのではないかと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 質問の項目の順番に再質問させていただきます。

まず、ヒバクシャ国際署名です。うちの町の恒久平和宣言を例に出されて、恒久平和は町民の願いだということで署名されたということで、非常にうれしく思っています。

ヒバクシャ国際署名は2016年4月、昨年、平均年齢が80歳を超えた広

島・長崎の被爆者が、先ほど町長もおっしゃられましたが、核兵器のない世界をとの願いから提起をされ、被爆者団体や原水協、原水禁、生協連など幅広い、広汎な団体で協働して進められ、私の調べたところではこの11月現在で、この署名に賛同された自治体の数は、18の知事を含めて985市町村に達しています。その1つに私たちの豊郷町があることを私は大変誇りに思っているところです。

これらの国内の運動や、今年のノーベル平和賞に輝いたICAN核兵器廃絶国際キャンペーンなどの取り組みの前進の中で、今年の7月7日に国連会議で核兵器禁止条約が122カ国という国連加盟国の3分の2もの賛成で採択されました。この条約は法的拘束力のある国際協定として、初めて核兵器を違法禁止し、核兵器全面禁止への実質的スタートを切りました。ただ、残念ながら、唯一の被爆国である日本政府はアメリカの傘のもと、この条約を議論する会議そのものさえも欠席をし、国際社会から誹謗と非難と失望の声が渦巻きました。私は、遠くない、いつの日か、核兵器のない世界が実現することを望みますが、核兵器禁止について、町長の思い、心情があればお聞かせをいただければと思います。

**伊藤町長** 議長。

**前田議長** はい、伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。私もこの世から核兵器がなくなるというのは、本当に願いでもあります。そうしますと、やはり平和な社会がいろいろな状況で緊迫しておりますから、核兵器さえなければ、安定で安心した世界平和になるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

**鈴木議員** 議長。

**前田議長** 鈴木勉市君。

**鈴木議員** 2点目の台風21号の関連する問題に行きます。

この避難指示の発令は私もよく聞いたのですが、ただ解除時間を聞きましたのは、何人かの町民の方から、家で寝ていたと。で、嫁はんに言うて、袋に入れさせて待ってたけど、ずっと引っかけてたと。だから、いつ解除されたのかわからんけど、ずっとそのままだったというのを、結構な人から聞いたんですよ。多分、中学校の皆さんがお帰りになられたのが、この6時半頃でしたから、この時分だったのだろうなとは思っていたのですが、ただ、解除されたのを余り知らない町民の方がおられたのではないかということをおし上げたかったので、解除された時間を聞きました。

で、先ほどの質問でもしましたが、私が岩倉川の現場で気がついたというか、ふと頭に浮かびましたのは、私、岩倉川の吉田橋の付近に車をとめて、だんだん水が上がってくるのを見て、非常に怖かったんですが。そこから見て、ふだんよく通っているんですが、気がつかなかったのですが、この吉田橋から見たら、広域避難所になっている日栄小学校の方が低いんと違うかなというふうに、ふと気がつきました。それで、地域整備課で、高低差を確認いたしました。そうしますと、吉田橋付近と日栄小学校の高低差がおおよそ1.5メートルある。日栄小学校の方が1.5メートル低いんです。

先ほど、皆さんに町が作成している防災マップ、お配りをしています。これの27ページですが、広域避難所は豊小、日栄小、中学校、豊栄のさと、この4カ所なんです。私がこれを見て、気がつかなかったのは、この中で10年に1度の床上浸水発生確率というのがあるんです。これを見ますと、広域避難所で、皆さん、見ていただいたらわかりますが、豊日中学校、豊栄のさと、豊郷小学校は青色の色が塗られていません。つまり、浸水していない。ところが、日栄小学校は浸水しているんです。青色なんです。浸水しているんです。これ、町のハザードマップです。で、これから判断すると、町の指示で、広域避難所の日栄小学校で、避難したら、洪水の危険や、浸水のということになるのではありませんか。

お伺いいたします。町が作成したこのマップで、床上浸水しているところを、あえて広域避難所に指定をしたという町の判断を明らかにしてください。浸水しているところが、なぜ、この広域避難所になったのか、ちょっと説明を求めます。

2点目には、こういう実態も含めて、広域避難所としての日栄小学校の見直しを求めたいと思いますが、再度、回答を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、日栄小学校の広域避難場所、この地図では色が塗られてはないというふうに思うんですが。

ちょっとその辺、それと、これは宇曽川でございます。で、先ほどありましたように、岩倉川の話がありますが、当然、岩倉川は宇曽川に合流します。小さい川と、宇曽川、大きいですから、岩倉は合流しますから、その岩倉川のなかなかシミュレーションは描きにくいということが1つありますし、当然、大きいのは宇曽川でございます。宇曽川につきましては、県の方のシミュレー

ションで100年に1度ということで、それをもとにして作成しているもの  
でございますが、ただ、広域避難場所につきましては、行政懇談会でも質問が  
ございました。なぜ、字の公民館なり、広域避難場所を指定するのかというご  
意見もあったわけなんです。ただ、被害を想定します場合に、この宇曾川の川  
がどこで氾濫するかによって、多分状況も変わってくるであろうし、これは最  
大のリスクを考えた場合の図面だと、私、思いますが、例えば、同じ宇曾川で  
も、もっと上の方ではらんした場合にどういった避難をするかということに  
なれば、やはり日栄小学校が広域避難場所の1つの考え方もあり得るとい  
うことだと思います。それで、当然、災害時では、現場を見ながら、日栄小学校  
ではなくて、そこではなくて、中学校の方に避難をしていただくということも  
当然必要でございます。それは、災害状況を見た中で、避難場所についての指示  
を明確にし、また、発令をするということが重要ではないかなというように思  
っています。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 もう、議論はやめますが。私はこんな質問していいのかわからないで  
すが。岩倉川がしたときに、吉田の方は二手に分かれたんですって。岩倉川か  
ら上は公民館にと。それから、岩倉川からこっちの人は日栄小にと。こうい  
うことだったらしいです。今、課長もおっしゃったけど、広域、一応、日栄なん  
だけど、災害の状況によってはあり得るといふことなんでしょう。なかなか、  
現場での判断が難しいけど、錯綜する中で。だから、もう一度やっぱり、そこ  
での、そういう問題も含めてですが、これまで本町は災害の少ない町でしたか  
ら、今回の経験は初めてだったと思います。しかし、災害はいつ起こるかわか  
らないわけですから、私がここで問題提起したのは、その問題も含めて、今回  
の災害で、現時点でいいですから、引き出されている教訓とか、改善点とか、  
この点を見直していく必要があるなということ、気づかれている点があれば  
説明をお願いしたいと。要点でいいです。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質問にお答えします。

先の一般質問にもありましたように、今回、台風21号については、当然、  
職員をほぼ全員という中でさせていただきました。それについては、終わしま  
した後について、職員の方から、それぞれの職員がどういう行動をしたかとい  
うのを、できるだけ時間単位で報告をいただくということで、今、整理をして

おります。そのときに、当然、今回の場合でどういう問題点があったのか、改善点があるのかということの内容についても職員の方から伺っております。

全ては、まだ、まとめてはございませんが、ただ、私が見た中で思いますのは、やはり、鈴木議員がおっしゃたように、今まで避難所の開設はございませんでした。本町には。そういうことが初めてでもあったということではあるんですが、ただ、その中で問題になりますのは、やはり、体育館が避難所になっております。床がどうしても木造ですから、当然、固くて冷たいということでございます。夏場、冬場、いろんな条件があるかもわかりません。今回の21号の場合でも、そういった場合がありましたので、豊栄のさの方から座布団、あるだけ全部、座布団を豊栄のさから避難所の方に搬入しました。それと、隣保館にありますエアロビクスのマットというんですか、プレイマットと言うらしいんですが、それについても、あるだけについては全部搬入したということで、高齢者の方、子供さんなりが、やはり、避難所におられる状態をよくするというので、そういったこともさせていただきました。

ただ、それが常時備蓄しているかとなれば、別の問題でもありますので、それについては、どういうことがあるのかということは、また、今後、検討していく必要があるというふうに思いますし、それと、今回については、時間的には1日もない時間帯でございました。これが3日とか、2日、3日という具合に長期化した場合に、どういうことがあるのかということは、やはり、今後、考えていく必要があるのかなということです。それは、備蓄を含めて、職員がどういう対応をするか。例えば、今回ですと、朝の2時ぐらいまでは全員残っておりました。ただ、次の翌朝は当然仕事がございますので、8時半から勤務ですので、全職員が待機しますと次の業務ができないということで、午前2時をめぐりに、半数の職員は帰っていただきました。ただ、強風なり、まだ警報が出ている中で帰っていただく状況でしたので、中には帰れないという状況もあったわけなんです。そういったことで、一応対策としてはさせていただきました。ただ、今後こういうことがあり得るということを想定して、これから進めていくという中で、職員からいただいた意見については、ある一定、整理し、職員に報告した中で、改善できるものについては、順次改善をする必要があるというふうに考えます。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 次に、国保の問題ですが、全員協議会で進行状況の報告がありましたので、その点は省きまして、いくつか、基本的な点だけについて、質問をさせていた

だきます。

1つは、全員協議会で説明されました今回の試算の計算の中で、試算に使用した1人当たりの所得というのが、豊郷町が43万7,365円、甲良町が42万5,183円になっていました。この数値の差が甲良町と本町との試算の差になっていまして、うちの方がアップして、甲良が下がるという算出結果になっているんですが、何年か前に私が調査をして提起いたしました、別に最下位争い、ブービー争いをする必要はないんですが、2年ぐらい前までは、本町が一番この1人当たりの保険料が低かった。この1年ぐらいで甲良町が一番低くなった。私の基本的な疑問点というのは、うちの町も少し上がっているんですが、これ、当然だと思ったんです。というのは、私も含めて、今、団塊の世代が国保に移ってきているわけですから、そりゃ、上がるんだろうなあと。うちは、とりあえず、本町はですから、微増になっています。ところが、甲良町、下がっている。なんで下がるのかというのが、私の基本的な、これはほかの町のことですから。

何をお聞きしたいかといいますと、この1人当たり所得の算出というのが、全県で同一な試算式になっているのか、それとも、各市町で違うのかという基本的な疑問を持ちましたので、これは教えていただければと思います。

それから、4方式から3方式というのは、しばらくの間は4方式でというようなことも聞いておりますので、これは省きたいと思います。

最後に、もう1つは、先ほど、課長からも今回は確定計数じゃないという回答がありましたが、今回の試算には、国の公費拡充の全額がこの試算では含まれて、まだ、いないですね。全額が。国の方式を言いますと、国は来年1月頃に確定計数を提示すると言うんです。遅いなあと、個人的に非常に遅い。末端はたまらないなあとと思いますが、国のホームページを開きましたら、1月頃に確定計数を提示し、最終的な試算が出されるということでありましたので、全協で報告があった、先ほども報告ありましたが、これは、30年度の確定計数ではないということだけは、認識をしていいのか、その点だけ、回答を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目、所得の関係でございますけれども、1人当たりの所得の算出方法については、県下19市町、同じ算出方法だと考えておりますが、この間も、なぜ、本町と近隣の町との差が出てくるのかということを知りたいと思

たら、所得については、単年度ではなくて、3カ年を見ているということから、今、おっしゃっていただいた隣の甲良町については、ある年だけ、ガタンと所得が下がった年があったというような、原因については、ちょっと私も聞いておらないんですけれども、そういう部分で所得が下がったのではないかということ。具体的な数値についても担当課長も、少し疑問を持っておるような状況でございました。そういう部分では、納付金、保険料の金額についての差が出たのではないかなということ。また、全員協議会でも説明をさせていただいた中で、少しさわらせていただいた中に、前期高齢者交付金というのがございまして、先ほど、議員ご指摘の団塊の世代の関係がございまして、その部分、前期高齢者という部分が国保は多く、ほかの社会保険から比べると多くおられるという部分で、ほかの社会保険から国保に前期高齢者交付金というのが入ってくるという部分で、その方々の医療費の給付、使用割合というものについて、交付も入ってくるわけでございますけれども、そういう部分で甲良町が今までの申請の中で少ない部分が、今後、あと2年なんですけれども、追加で入ってきている部分が大きいので、保険料がその抑制につながったのではないかとというふうに分析を担当課長はしておるところでございます。

もう1点、今後の計数の関係、今回の第3回の試算結果については、あくまでも、29年度において導入するならばという仮定したものでございました。それで、議員ご指摘の来年に入ってという部分については、現在、聞いておるところでは、確定計数であるというふうに聞いておりますので、今後、予算の計上に伴う仮算定というものは近々出されるというふうには聞いておりますけれども、それはあくまでも、仮という、また名前がついておりまして、ややこしいわけでございますけれども、まさに議員、おっしゃっていただいたように、年明けたら、県の方から提示があるものだと、確定計数について提示があるものだというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

前田議長 はい、鈴木勉市君。

鈴木議員 私は、別に、甲良町云々じゃないんですが、1町の計算が違うということであれば、全体にも違ってくるし、うちの本町の試算料にも影響してくるわけですから、ここで、お願いをしたいのは、ぜひ、この検証を県に申し入れることができないかと。ここのやっぱり数値をもう一度きちっと検証すべきじゃないかということ、これは各市町がそれぞれ市町で積み上げてきた計数を県が取り上げて、県はそれをしていただけですから、もう一度県の立場で検証すると

ということが必要じゃないかと思うんですが、そういう申し入れはできませんか。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、検証につきましては、この19市町の課長でメーリングリストと申しまして、それぞれの携帯で昼夜問わず意見の交換をしておるところでございます。昨日も、圏域での議論をしておりました。また、来週には19市町の課長が寄って、また、県との交渉をするということで、当初計画されておった課長会議の枠を超えまして、その都度、都度、県との精査をしておるわけでございますので、今、おっしゃっていただいたように、再度、検証については要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

前田議長 次の質問、行きます。

鈴木議員 とっとまつりの件ですが、先ほどの課長の答弁は9月議会の答弁と違うでしょ。私は、9月議会の答弁と認識が変わっていないのかという質問をしたんですよ。

もう1つ質問しますね。9月議会で私が質問をいたしましたのは、開催場所は実行委員会で決定するのですが、開催場所の検討を町で検討したことがあるのかどうかと質問いたしました。課長は即座にあっさり今の場所が適正だと思っていると答えた。間違いないですね。間違いないでしょ。その理由は、そこで私はさらにこう質問いたしております。当初に比べて、まつりの性格も変化しているが、体育館もあるので、せめて協議検討はできないかと言いました。課長は何とおっしゃいました。こうおっしゃいました。担当課としては、旧豊小は電気設備も整っており、駐車場もあるので適している。日栄学区での開催は難しいのではないかと。先ほどの答弁と違います。課長、こう、おっしゃったから、この認識が変わっていないのかと正したんです。これが、間違っているかどうか、議事録が残っていますから、確認をしてください。私、議事録で確認をしています。と、町の、あなた方の町の都合を優先させる答弁をしますと、私は、これは協議検討できないかと正したんですが、そういう回答は役場の都合、役場第一の回答であり、本末転倒の行政指導であることを、まず糾弾しておきます。

具体的にお伺いします。1つは、とっとまつりの目的、開催意味を詳細にご説明願います。

2つ目は、近々反省会があるので、そういう意見があったことを伝えておき

ますとの回答であったが、実行委員会に伝えたのかどうか回答を求めます。

3つ目は、その際、町としての考えを述べたのか。町としての考えというのは、課長がおっしゃった頭からしないというのを実行委員会で述べたのかどうか。明らかにしてください。

4点目は、今のなぜ、こういう質問するかと言ったら、全町民が参加しやすいように、例えば、高齢者の皆さんが参加しやすいような対策を町で、今、考えているのかどうか、そういうことを実行していくのかどうか。例えば、シャトルバス対策は。そういうことが頭にあるのかどうか、しているのか、していないのか、お答えください。

最後に、もう一度質問します。協議検討する意思がございませんか。ちゃんと答えてください。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

この質問に対して、9月の予算決算常任委員会の場で、鈴木議員が日栄学区の方で開催できないかというご質問をされて、そのときに、私の方が適切な場所だと考えておりますので、日栄学区での開催を考えていないという、とっさにお答えさせてもらった中で、今回、このご質問に対しまして、開催場所については、実行委員会で検討して、決定されるということで、この認識という点につきましては、私が答えるのではなくて、実行委員会の場で。

鈴木議員 あなたの見解が変わっていないかと、俺はちゃんと質問項目、出しているやん。

産業振興課長 ですので、この考え、認識については、変わっておりまして、これは、実行委員会で検討され、そして、決定されるというような認識でございます。

反省会の場でそのような議論がされたのかということですが、そちらの方も反省会のときに、今、おっしゃられた日栄学区の方での開催というような意見も出ているということで、お話の方、させていただきました。答えにつきましては、実行委員さんの中からは、皆さんからちゃんとともに聞いたわけではないんですけども、今の現在の旧豊郷小学校での場所がやっぱり町のほぼ中心地にもあるという点や、また、電気設備、また、水道等の設備も整っている点などから、やはり適した場所ではないかというようなご意見をいただいております。また、高齢者等も考えた開催場所ということですが、本町、僕個人で言うとおかしいかもわかりませんが、先ほども申し上げました、豊郷町、そない、こう大きい町でもございませんので、今、豊郷小学校旧校舎

群が先ほど申し上げました、ほぼ町の中心地であるという点とか考えますと、適した場所ではないかなというふうに思っております。また、今後、協議検討の方は、来年等、また実行委員会が開催されますので、その場で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**鈴木議員** あかんやん。ちゃんと答えな。答えてへんやん。質問に答えなさいよ。私の質問、メモしましたか。

**産業振興課長** はい。

**鈴木議員** 2点、答えてください。

**産業振興課長** あの……。

**鈴木議員** 聞いてないのか、質問事項を。

**産業振興課長** いや……、開催方針については、あの、今、詳しい開催要項を……。

**鈴木議員** とっとまつりの開催意味、目的を詳細にご説明をお願いしますと言いましたやん。詳細に説明してください。

**産業振興課長** 申しわけないですけど、詳細にと言われると、ちょっと今すぐお答えできないんですけども。申しわけないんですけど。

**鈴木議員** 2つ目は、反省会の席上で、そういう意見があったことは伝えたとかわかったけど、町としての考えは述べたのかどうかと聞きましたよ。

**産業振興課長** 反省会の中では、先ほど申し上げました、そのような意見が出ているということで、お話の方をさせていただいております。

**前田議長** 町からは答えたかっていうこと。町の意見を言ったかということ。

**産業振興課長** 町の意見。

**前田議長** 町からの意見。

**鈴木議員** ちゃんと答えるまで、次行かへんで。

**産業振興課長** 町からの意見は、先ほども申し上げました、ほぼ町の中心地にあるとか、また、町の電気設備、また、水道設備等、整っておりますので、適した場所ということでお話をさせてもらっています。

**鈴木議員** つまり、町は協議検討すらないんやな。そういうことでしょう。私の質問は聞いてもらえないし、質問ぐらいメモして、ちゃんと答えてくださいよ。僕は質問の内容を言っているんじゃないのよ。回答が、そりゃ、意見の違いはあるわ。少なくとも質問している事項はきちっとメモしていただいて、私が了とするとか、そんなことじゃなしに、少なくとも質問事項には答えるべきだと思いますよ。そんな姿勢で議会に出席してもらったら困ると思いますよ。

今の、やっぱり、産業振興課長の答弁から明らかになるのは、町民の声には

もう耳は傾けない。協議検討もしない。そういう町民の意見は無視して、役場第一、前例踏襲主義、事なかれ主義、惰性の最たる公務員の行政執行姿勢でしょう。私は、これがいやで公務員は失しましたが、これは産業振興課長1人の問題ではなく、今の町政の体質がそうなっているのではないかという、そこまでいってしまいますよ。あなたのその姿勢が続くんだったら。

産業振興課長に伺います。これから、どういう姿勢で町政執行に臨まれるのかどうか。明らかにしてください。

最後に町長にお伺いしておきます。これじゃ、進みませんので。こういう体質、町民の声、意見を第一にした行政運営を進めていくこと、ならびに、組織の指導を求めますが、町長のお考えだけを最後にお示してください。

**伊藤町長** はい、議長。

**前田議長** はい、伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

とっとまつりは、これは、豊郷町の伝統文化を育てる一大イベントで、老若男女が集い、交流を深めるものでございます。ですから、町民の皆さんがたくさん集って来られる。そのような適地があればいいと。そういうことの中で、議員の意見は意見として聞かさせていただいて、やはり、開催場所といたら、まず、毎年、開催場所、どこでという話は実行委員会の当初には出ております。その中で、課長、言いましたように、電気設備云々やなしに、それぞれ電線の設備がしっかり、メーター数がもう決まっておりますので、そういった中で、場所はここというふうになっております。改めて、そういうようなご意見があるということで、これはまた来年度の4月の区長会なりでも、こういう意見が、これ個人の意見ですから、どのようなことになるかわかりませんが、それと、いろんな字の方々にお聞きし、そして、また実行委員会の中でよりよいまつりをしていくというのは、行政の務めですから。そのように、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

**鈴木議員** いや、もういいですわ。町長の答弁もいただいたので。

**前田議長** 次の質問。

**鈴木議員** 次に、条例の問題ですが、資料の提出をいただき、ありがとうございました。それによりますと、この10年間で、名前は別にして、いろんな構想やビジョンがつくられています。念のためですが、それらの成果物が議会ならびに私も議員に配布されているのか、各担当課から、まず説明をお願いしたいと思っております。

で、2つ目は、熟考の上でこういうものがつくられていることがわかりまし

たが、現在の条例では、私が問題提起いたしましたのは、湖東定住自立圏構想以外は、今、議会の議決が必要でないということになっています。先ほど、清水課長からも答弁ありましたが、平成23年8月に地方自治法が改正か改悪されまして、これ以降は、例えば、第5次総合計画は今のままだと議決が必要ないんです。議決がいらぬというふうに変わっているんですね。私が、第5次総合計画も前回の第4次総合計画で言えば、今年の後半に、もうスタートしていて、前回は1年半か2年もやっぱりかかっていますから、平成30年度から第5次総合計画が31年度から始まりますから、今年の後半ぐらいに本当はスタートしているべきじゃなかったかと思います。それはさておきまして、今のままだと、この豊郷町の基本構想になります第5次豊郷町総合計画は議会の議決が必要ないと、このままでいけば、なるんです。先ほど、課長もおっしゃれましたが、地方自治体は、二元代表制でありますから、そういう意味では、地方自治体の全ての計画の基本となる、まあ何を対象とするかという議論があるかもしれませんが、総合計画、基本構想、基本計画などは、この議会の条例の改正をして、議決するべきではないかというふうに思います。

ちなみに、近隣を調べましたが、彦根市は、基本構想、まち・ひと・しごと創生総合戦略が入っています。多賀町は基本構想が入っています。県下のほかの市町にも、いろんなその実情に合わせて、議決事項も入っていますので、ぜひ、これは条例を改正して、追加改正をしていただきたいと思いますが、回答をお願いいたします。その前に、各課から提出されているのかどうか、ちょっとその点だけ。

**総務課長** はい、議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 鈴木議員の再質問にお答えします。

あらかじめ提出しました計画書で順次担当課の方から説明をさせていただきますが、まず、総務関係では、豊郷町の公共施設等の総合管理計画につきましては、これについては議会の方に計画書を提出させていただいております。それと、豊郷町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのがございますが、これにつきましては議会の方については提出をしておりません。ただ、ホームページにて掲載をしております。これにつきましては、計画の内容が事業主、企業といたしますか、会社といたしますか、そういった位置づけの計画でございますので、そういう対応をさせていただきました。

**上下水道課長** はい、議長。

**前田議長** 森本上下水道課長。

上下水道課長      それでは、鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、上下水道の関係ですけれども、まず、1点目の豊郷町水道事業基本計画につきましては、議会への報告というのとはしておりません。続いて、水道ビジョンにつきましては、議会への報告をしておらない状況であります。しかしながら、全戸配付といった意味で、広く皆さん方に周知をするといった意味でさせていただいたところがございます。そして、最後の下水道事業経営戦略でございますけれども、これにつきましても議会の報告というのとはしていない状況にあります。公表の状況ですけれども、この経営戦略につきましてはホームページの公表といったことでさせていただいている状況でございます。

以上です。

医療保険課長      議長。

前田議長          はい、北川医療保険課長。

医療保険課長      それでは、医療保険課からは健康増進計画及び食育推進計画、ならびに豊郷町国民健康保険データヘルス計画という2点をご報告させていただいておりますけれども、議会へのご提示というものはさせていただいておらないところがございます。

以上でございます。

社会教育課長      議長。

前田議長          はい、秋尾社会教育課長。

社会教育課長      鈴木議員のご質問にお答えいたします。社会教育課では、豊郷町子ども読書活動推進計画と豊郷町スポーツ推進計画を作成しております。これにつきましては、議会への報告はいたしておりません。しかし、両推進計画につきましては全戸配付をさせていただいております。

以上でございます。

企画振興課長      はい、議長。

前田議長          はい、清水企画振興課長。

企画振興課長      それでは、鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、最初に計画の公表状況についてです。企画振興課としましては、豊郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで策定をいたしまして、それにつきましては、昨年28年4月に計画書そのものを議員各位にお配りをさせていただいております。また、あわせまして、4月中に概要版を全戸配付にて、全家庭へお届けをさせていただきましたとともに、ホームページでも公開をさせていただいております。

続きまして、後段の計画についての議決の関連でお答えをさせていただきます

す。議員おっしゃるとおり、というか、先ほど申し上げたとおり、地方自治法、改正されまして、議決の必要がなくなっておるところです。ただ、1点、詳細に申し上げますと、改正前の地方自治法は基本構想を議決で定めるということになっておりまして、個別の計画までは、自治法の段階でも、もうなかったということでご理解をいただきたいと思いますので、個々の計画について、詳しく求める法的根拠は、当時からもなかったけれども、豊郷町としては、させていただいておったということでご理解をいただきたいと思います。

また、条例化につきましては、近隣で策定されておられることも存じ上げております。また、全国的にも、つくっておられるところがあるのも存じております。ただ、一方で、条例策定されておられない団体もたくさんあるのもわかっておりますし、そもそも日本の中では総合計画そのものをつくるのをやめるというような団体も出てきているというところも承知しております。ただ、豊郷町としては、計画、長期的な計画はあった方がいいのではないかとということで、策定をするという方向で、今現在、準備をしておるところでございまして、その計画策定の中で最終的な議決という形ではなく、策定段階から議員の皆様とも議論を深めていきたいと思うことから、委員に参画していただければということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 全てが全て、議会、議員に配付とか、そんな詳細なことは、私、申し上げませんが、ただ、今、お聞きしても、かなりの部分が議会、私たちの知らないことがいっぱいあるということがわかりました。例えば、28年度の水道ビジョン。ビジョン、英語ですが、日本語に訳せば構想ですよね。基本構想、これすら私ども知らない。これはいかななものかというふうに、問題提起です。この上下水道会計については、また、議論しますが、28年度にビジョンがあって、本来はそのビジョンに基づくのが基本計画なんです、27年度に基本計画があるので、ちょっとこの辺の整合性はまた議論をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、ここの問題提起をさせていただいたのは、例えば、今は水道ビジョンを取り上げましたけども、その総合構想そのものがやっぱり、私ども知らされていないのが、いかななものかということ。

で、総合計画の話がありましたが、第4次総合計画には、第1部が基本構想で、第2部が基本計画で、第3部が実施計画なんです。全部入っているんです。実は、基本構想だけだと課長おっしゃいましたけど、第4次総合計画はそんな

っていますから、実は、実施計画も全部議決しているんです。ということは認識していただきたいということ。

最後に、この点で言えば、やはり、私は、町の重要な政策の決定に議会がどうかかわっていくのかという基本的な問題をこの10月31日の甲良町で行われた彦愛犬の講師のお話を聞いて、これはわが町でも必要だなと感じましたので、質問をさせていただいたんです。今、担当課の方からは、過程、それだけじゃなしに、基本構想の場合はそれでいいかと思うんですが、また、地方創生もありますし、ほかの課題もありますから、ぜひ、条例の改正をしていただきたいと思いますが、検討していただきたいと思いますが、最後、答弁を求めます。

企画振興課長 はい。

前田議長 はい、清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えします。

私の言い方が悪かったのかわかりませんが、第4次ときは、本来は構想だけやけれども、町としては計画の方もしていただいたと申し上げたつもりやったので、その点だけ、ちょっとご理解をお願いしたいと思います。

それで、改めまして、条例の追加改正の件でございますけれども、議員のご意見は承らせていただきました。現在のところは考えてはおらないところですが、議会として正式にお申し出いただければ、検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後は、住民投票条例の問題ですが、半歩前進をした回答をいただいたと思います。今まで、何度かこの問題、取り上げたことがあったと私は思います。モニター制度の設置もどうかとかというのも含めて質問させていただきましたが、これまでは考えていないという回答でしたが、先ほどの総務課長の答弁は、議会にも、問題は、サイはふっていただきましたが、同時に町としても、検討課題、問題、いろいろ、牽制をしながら、検討課題であるというふうに答弁、あったと思いますので、今までよりは半歩前進したのかなというふうに思っている次第です。もう一度だけ繰り返しておきます。もう、これで最後にいたしますが、町長が平成19年第2回臨時議会で行われた所信表明だけを紹介して、質問を終わります。

今日、行政に求められるのは、透明性のある町政運営であります。そのこと

が皆さんに信頼をされる第一歩だと考えます。そこで、住民モニター制度を設けて評価を仰ぎ、町民の視点に立った行政運営を図っていきたい。また、町民の皆さん方に意思決定をしていただく1つの方法として、町民投票条例を制定をして必要な場合に施行できるように準備をしていききたいというふうに述べられておりました。

もう、繰り返しません、この所信表明のとおり、必要な場合に施行できるように住民投票条例を制定する検討を始めていただきたいと思います、回答を求めます。

**伊藤町長** はい、議長。

**前田議長** はい、伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

まさしく、そのように私は所信表明をいたしました。ただ、住民投票というのは、大変難しいものやなとつくづく感じております。この前の野洲の問題もあります。本当に、住民の皆さんが判断するような内容かどうかという、この判断が難しいから。それと、議員の皆さんが、やはりこれは町民の代表として1つの判断をする。それが1つの役割である。そういうことであるから、私は総務課長が申しましたように、行政は行政、議員の皆さん方は議員の皆さん方で、やはり議論をしていただいて、それをつくっていくのが、前は行政だけでつくれる、そしてやれる、やれるとは思ってなかった。これはやはり議会にかけなければいけませんから。そういう思いでしたですけど、やっぱり冷静に考えていきますと、住民投票に適した案件か、そこらがしっかり十分しなければならない。投票率の問題。それと、やはり議員の皆さんが議決権を行使するのは議員の皆さんの権利ですから、そこらを侵害してはいけないということもありますから、今後とも、皆さん方に議論していただいて、また、我々も真剣には考えていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**前田議長** ここで暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

(午後0時10分 休憩)

---

(午後1時10分 再開)

**前田議長** それでは再開します。

北川和利君の質問を許します。

**北川議員** はい、議長。

**前田議長** 北川君。

**北川議員** 皆さん、改めまして、こんにちは。それでは、一般質問させていただきます。

教育長にお尋ねします。

質問事項としまして、気象警報発令による学校の臨時休校の基準についてということで、学校では、台風や大雪、暴風などで子供たちの登下校に危険があると判断される場合、臨時休校となりますが、以下の点を伺います。

1つ目、臨時休校となる基準。2つ目、臨時休校の判断はどこが行うのか。また、近隣の市町の教育委員会の状況を聞くことはあるのか。3つ目、登校後に警報が発令され、下校となった場合、子供たちの安全を確保するための処置はとられているのか。この3点を教育長にお伺いします。

**教育長** 議長。

**前田議長** 堤教育長。

**教育長** ただいまの北川議員のご質問にお答えしたいと思います。3つのご質問があったかと思いますが、順にお答えさせていただきたいと思います。

1つ目の学校の臨時休業、法的には臨時休業という言葉を使っております。の基準ですが、本町の学校では、午前7時の時点で、大雨、暴風、広域等を含む特別警報、または、暴風を含む警報が出ている場合は臨時休業としています。

2つ目の学校の臨時休業の法的な判断ですが、基本は各学校長が判断するのですが、町内保育園、幼稚園とのつながりもありますので、校長と教育委員会とで協議するようにしております。このとき、北川議員の言われるように近隣市町の状況も大切な情報でありますので、各委員会への聞き取りもします。近隣市町の動きと本町の状況を踏まえて、総合的に判断するようにしております。

3つ目のご質問ですが、登校後に大雨、暴風、大雪を含む特別警報、または、暴風を含む警報が出された場合は、教育活動を停止し、児童生徒の安全確保を最優先とし下校時刻の繰り上げ等の対応をします。そのときは、学校の緊急連絡メールなどで、保護者にお知らせするようにしております。集団下校をして、教員が下校指導しながら、各字まで付き添って、下校するように指導しております。しかし、子供の安全を考えることが一番であり、家に保護者がおられない場合も考えられますので、学校で待機させることや保護者の迎えが必要になるときもあるんじゃないかなということを考えております。

以上です。

**北川議員** 議長。

**前田議長** 北川和利君。

**北川議員** それでは、再質問をいたします。

今、教育長の言う答弁、よくわかりましたけれども、何せ、わが町、近隣の市町が台風とか大雪、暴風などで休校となった場合でも、わが町に警報が出な

いというのが、最近の情報ではなっておる。なっておると言うか、情報がそういうふうになっています。それで、また、学校へ行くんだけども着いた途端に、休校の発令が出たり、そういった場合が多々あったと思います。それは、父兄から、そういうことを、僕らも、そういう場合、一体どないなつとんねんと。要するに、その判断、判断と言うか、近隣の市町が休校になってるのに、そのときにそれに合わせて休校にならんものかと。学校へ行ったのはいいけども子供たちがどしゃ降りて帰ってくる時もあるし、その道中も危ないということで、今後これから、そういう検討はされるのか、されないのか、答弁をお願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

最近の気象情報は、非常に市町独自でされる場合があります。過日も彦根の気象所へ問い合わせたところ、特に雨については市町での判断と言うか、市町ごとの警報、注意報等を出すということでした。ただ、学校は、本当に子供の安全が第一でありますので、今後、どういったことが予想されるかと、雪もありますし、風もありますし、雨もありますので、そういったことをトータル的に判断していくことについては、随時そういったことを変更していきますので、検討を要して、ある一定の基準を設けると言うよりは、随時連携をとりながら、対応していくのが適切ではないかということをお思います。

ただ、雪の場合、一般的に警報が出たら、全て休業と理解されている方が多いんですが、簡単に言いますと、大雨警報とかだけではありません。あくまで、警報は暴風、要するに風という、簡単に言ったら、子供が傘を持って飛ばされたりする。その危険性と思っていただければ、一番理解していただきやすいのかなということになります。また、雪につきましても、登校中に、一般の方の通勤時間帯と重なってくると、大変危ない状況が見えますので、そういった部分は、始業時間を繰り下げてというような判断になりますので、その都度、道路状況、子供たちの登校してくる通学路等の状況も各市町とも違いますので、そういったことを随時適切に判断していきたいというように思っていますので、ご理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 はい、北川和利君。

北川議員 再々質問させていただきます。僕、聞き方が悪かったのかわかりませんが、要するに近隣の市町が警報出されて休校になったと、そんな場合にでも、

豊郷だけが警報なくって、多々ありました。そういった場合、近隣の町に合わせて、途中で下校じゃなしに、確かに、今、教育長おっしゃったことはよくわかります。しかし、やはり、近隣の、いいのか悪いのか別として、うちの町が、とにかく、ほかの市町が警報あるときに、うちの町だけがないというのは、本当に多々ありました。今後も温暖化とかいろんなことで気象がどないなるかわかりません。が、しかし、近隣の町があくまでも、警報が出されたときにうちの町も近隣と合わせて、ということを経後そういう態勢は取れないものか。再度もう一度お伺いします。

**教育長** はい、議長。

**前田議長** 堤教育長。

**教育長** 北川議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

近隣の市町にそういった警報が出ているということは、トータル的に判断して、基本的には豊郷町も同様の判断をすべきであろうということを考えております。

以上です。

**前田議長** 次の質問。

**北川議員** はい。それでは、農耕作業用自動車のナンバー登録の現状と今後について、お伺いします。平成29年9月議会において、農耕自動車のナンバー登録の周知と現状について質問をしましたが、税務課では、広報8月号に掲載し、登録台数が増加したという答弁で、産業振興課では、農地所有者及び耕作者にチラシを送付し、啓発を行ったということであったが、再度、以下の点について伺います。

広報やチラシによる啓発を行った結果、登録台数は何台増えたのか。

継続して、啓発を行う必要があると思うが、今後の啓発についてお伺いします。

**産業振興課長** はい、議長。

**前田議長** 山田産業振興課長。

**産業振興課長** 北川議員の農耕作業用自動車のナンバー登録の現状と今後につきまして、お答えいたします。

1つ目の啓発を行った後の登録台数の増加についてですが、6月12日に町のホームページに掲載いたしましたので、それ以降の登録台数が14台でございます。

2つ目の今後の啓発についてですが、町の広報紙や引き続き、町のホームページに掲載していきますのと、税務課のカウンターにチラシを設置するなどし、

周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川和利君。

北川議員 課長の14台、増えたというのは、いいことだと思いますが、僕は車に乗っていて、ちらちら見るのが、要するに認定農家の人も今の新しい大きい農家の機械に対しては緑ナンバーつけていますが、恐らく、登録はしてもナンバーつけずに走っている人も、ずっと乗っている人もいると思うのやわ。しかし、そこら辺も周知徹底して、せっかく登録のナンバーを受けながら、トラクターとか云々どうこうにつけずに家に飾りっぱなしに置いて、ナンバーだけは取ってあるんだけど、つけずに走っている人も多々いると思います。そこら辺も啓発をして、しっかりとナンバープレートをつけてもらうように指導していただきたいと思います。もらえばいいかなと思います。あくまでも、これ豊郷町の税条例で決まっていることなので、再度お伺いします。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

税務課では、先ほども産業振興課長、言いましたように、6月12日にホームページに掲載して、町広報8月と間隔をあけて10月に啓発させていただきました。税務課といたしましても、広報、ホームページ等で啓発活動に努めて、登録の申告をしていただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

認定農家の方については、ちょっと、うちの方で把握しきれませんので、お答えしかねます。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、ナンバーを登録されているのにつけていない方への啓発なんですけど、そちらの方も、うちは、まだ8月のハチイチ調査という調査のときにチラシを配らせてもらったり、その中にでも登録した後もナンバーをつけて、使うようにというような形で、また掲載の方、させていただきたいと思います。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 はい、北川和利君。

北川議員 山田課長にお伺いしますが、税条例という認識してもらっているかな。前回、6月議会でも質問させてもらったように。やはり、そういうなん、きちっと認識さえしとってもらえれば、税務課長とも相談しもって、できることやと思うんやわ。やっぱり、そこら辺を縦割りじゃなしに、しっかりと横の線につながって。僕、個人的に言っているんじゃない。条例があるんやさかいに。豊郷町の条例。くどく言えば、条例というのは法と一緒になんです。ただ、罰則するということはできないというだけであって。通達とかいろんな方法はできます。そこら辺のところ、きちっと認識をできているのか。産業振興課長、もう一度、答弁もらえますか。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

税条例に対します認識ということで、もちろん、町の税条例ですので、皆さん、この税条例に基づいて、申告等していただきたいというような認識でございます。

以上です。

前田議長 はい、次の質問。

北川議員 それでは、工事指名業者及び下請業者の社会保障制度の加入促進について、町長にお伺いします。国土交通省では、建設業界の持続的な発展に必要な人材の確保等のため、建設業者の社会保険未加入対策に取り組んでおり、全国的にも行政や建設業界など関係者が一体となって、保険加入の徹底に取り組んでいます。当町の発注工事において、下請け業者の社会保障制度の加入の確認をしているのか。また、社会保険等未加入業者との一次下請け契約を締結した場合、受注者に対して入札参加停止措置及び工事成績評定点の減点を行っている自治体もありますが、当町においても下請け業者に社会保険等の加入を義務づける予定はあるのか、答弁をお願いします。

企画振興課長 議長。

前田議長 はい、清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、6番、北川議員のご質問、工事指名業者及び下請業者の社会保障制度の加入促進についてにお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、建設業者の社会保険未加入対策は、国では平成24年度施行の社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインや平成26年に改正された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針や平

成 24 年度建設省令第 14 号の建設業法施行規則等で、社会保険未加入業者の排除に取り組んでおられます。

本町におきましては、規模によって、多少の差はありますけれども、基本的には工事着工前に施工管理台帳や作業員名簿の提出をさせまして、それに基づき下請け業者の社会保険加入状況の確認をしています。また、指名停止措置及び工事成績評定の減点につきましては、現在のところ、行っておりませんが、先ほどのガイドラインでは第 2 項の元請業者の責任と役割の項目で、元請業者においても、下請業者に対する指導等の取り組みを求めていますので、元請業者に対して、その旨周知していきたいと考えております。

以上です。

北川議員

議長。

前田議長

北川和利君。

北川議員

再度、お伺いします。わが町は、今、課長がおっしゃったように、今後またそういうふうにやっていくということで、今、既に、草津市と彦根市の社会保険等未加入対策についてということで、ネットとか、そういうもので流していると思います。その中で、余りに文章が長いので、ポイントだけ。もちろん、指名業者、要するに指名に入るときの審査員、審査をする、あくまでも、年金、医療、雇用保険、要するに社会保険制度、これに必ずきちっと入っていなければ指名業者に選ばない。また、以下の取り組みは法令等の規定により、社会保険等の加入が適用除外となっている建設業者を除きます。という、最後にありますのやけれども、そこら辺も踏まえて、というのは、僕は、なぜ、これに今回、出したというのは、あくまでも、指名業者は必ず社会保険、まず、株式にて、入っていますわ。また、法人じゃなくても社会保険、厚生年金も入ります。それで、うちの町は、僕、何も土木業界も建設業界の人をいじめる気も何もありませんけれども、一人親方の人はかなりいます。というのは、やはり、うちの町で仕事、発注するときには、うちの町の人材が雇用してもらえる。また、そこで近場で働けるという目的もあって、なおかつ、いろんなお仕事の、外へ出ても恥ずかしくない仕事のやり方、そしてまた、そういう制度を持っていますということ胸はって、出ていけるような取り組みを持っていることだと思っております。が、しかし、なかなか、うちの町も一人親方が多くて、そういう制度がわかりつつ、忙しいときだけ、臨時で人を雇ったり、そういう業者がかなりいます。やはり、そこら辺も見直してもらって、指名に入れるときには、最低、何人というか、基準があると思います。そんな中で、彦根市では下請業者への対策として、社会保険等未加入の一次下請け業者との下請契約を原則禁

止をしております。彦根市では。社会保険、厚生年金、いろんな、もろもろの保険を入っていない人、そして、慌てて入る人もいます。そこら辺は、行政としては、恐らく情報として既に入っていると思います。したがって、今後、指名、もちろん、入札をする場合、条件というのはつけてあると思いますけども、それをわが町はどこまで厳しく取り扱っていくのか。あくまでも、これは国の法で、国土交通省が出しております。そんな中で、うちの町もしっかりとそこら辺を見た上で、指名業者をきちっと選んでいてもらいたいと思います。これは、あくまでも、うちの町の、くどく言いますが、うちの町の発注する場合は、やはり、うちの町の町民が雇っていただいて、そこで、働いて雇用にもつなぐという、つなげるということで、うちの町も発注、できるだけ、町の業者に発注していることだと思っておりますが、そこら辺の答弁、しっかりとお願いします。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、北川議員の再質問にお答えします。

まず、要点、2つあったかと思いますが、まず、最初、指名願いの関係ですけれども、指名願いを提出させる場合におきまして、必ず保険と年金等の保険証とかのコピーを添付するよう、義務づけておりますので、元請さんに関しては、もう既に義務づけして、しかも確認済みということでご理解を願えたらと思います。

また、下請けにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、管理台帳とか、作業員名簿で確認しておりますので、そこで指導なりできるようになっております。また、議員のご質問の中にもありましたけれども、雇用と請負の関係、労働者さんの。その辺につきましても、明確に線を引いていかなあかんというふうにも、ガイドラインにも、当然書いておりますし、こちらの方でも把握はしております。ただ、そのガイドラインの中では、遅くとも29年度以降については、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請業者は現場の立ち入りも認めるなというふうな国の指導も出ておりますので、今年度中に各業者さんの方で加入が進んでいくのではないかとこのように思っております。

また、1点だけ、一人親方の関係ですが、一人親方さんにつきましては、労働者ではなく、個人事業主さんになりますし、また、従業員5人未満の個人事業主に雇用される方については、基本的には社会保険等ではなく、国民年金や国民健康保険に加入するという制度になっておりますので、その辺との整合

もあわせて確認していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

**北川議員** 議長、再々質問。

**前田議長** 北川和利君。

**北川議員** それ、やはり、今、言っている答弁でいくと、国民健康保険、厚生年金等々加入していれば下請け業者が従業員を使っても、今、それだけの幅を見ているということですか。が、しかし、この彦根だけでなしに、国があげているのは、これからは必ず、社会保険、厚生年金、きちっと加入してもらわなくてはならないということ。指示が出ています。ここら辺を、今後、今の答弁で行くと幅をちょっと見ていますけども、うちの町は。ここら辺は、どこまでの、というのは、29年度末まで、それを見るのか、30年度から、いや、そうじゃなしに、早急に返答せよというのは無理なことだと思いますけども、今後、どういうふうな形で進めていくかというのを、予定というか、その答弁、ちょっとお願いします。

**企画振興課長** 議長。

**前田議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、北川議員の再々質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、社会保険等の制度に加入しているかどうかの確認は既に行っておりますし、今後とも引き続き行っていく予定をしております。ただ、先ほども申しあげましたが、一人親方さんところの5人以下のところは、制度として加入しなくてもいい制度になっておりますので、そこにまで加入を求めるようなことはありませんので、仮にこれが30年度以降、引き続きたとしても、制度的に入らなくていい人に関してまで、入るような指導は難しいのではないかとこのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**前田議長** 次の質問、お願いします。

**北川議員** はい。それでは、引き続き、一般質問を行います。非常時における町防災倉庫の位置について。10月22日に、台風21号が近畿地方に上陸し、本町においては、上枝、下枝、吉田地区に避難指示が出され、吉田公民館、日栄小学校体育館、豊日中学校体育館に約200人の方々が避難されました。避難された方に対して、物資搬送も行われたと聞いておりますが、以下の点についてお尋ねします。

1つ目、物資等を備蓄している防災倉庫から避難所までスムーズな搬入ができたのか。

2つ目、今回の台風に関して、備蓄している物資で足りたのか。また、今後、大規模な災害が発生したときに、各避難所に行き渡る物資が備蓄されているのか。

3番目、地震等が発生した場合に、現在の防災倉庫は倒壊の恐れはないのか。また、庁舎の増改築にあわせて、物資等を備蓄する倉庫の新設等の検討はされているのか。この3点をお伺いします。

総務課長 はい、議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 6番、北川議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、今回、防災倉庫からは防寒対策のための毛布、それと、非常水、お茶、クラッカー等の搬入を行いました。職員の皆さんの迅速な行動によりまして、搬入に遅れがあったということはございませんでした。

次に、2点目でございますが、今回の対応につきましての、物資搬入を行った物資については、数が足りない、足りていないという状況ではありませんでした。今後の大きな災害に備えて、長期的な避難所運営を行っていくことになった場合については、今回にも協力いただいたようにイオン、ビッグ様などの災害協定締結先から物資の支援等を要請することも必要であるというふうに考えております。

3点目の防災倉庫につきましては、現在の防災倉庫の老朽化と耐震性の確保には課題があるとは思っております。今後、広域避難所への備蓄、物資の分散化を進めていくことは、まずは必要であると考えております。また、現在、進めています役場庁舎増改築に関連した物資等の備蓄倉庫は必要ではないか。必要ではあると考えています。庁舎への併設型や敷地内での防災倉庫の新設等が考えられるということから、役場庁舎増改築とあわせて検討を進めたいと思っておりますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 北川和利君。

北川議員 当日、ちょうどと言ったらおかしいですけども、衆議院の投票日でありまして、僕も立合人として寄せていただいて、その後、余談になるかわかりませんが、僕も事務所に行って、家に帰る途中、余りにもひどいもので、たまたま私の家内が中学校に勤務しているもので、家に帰ったらおらなくて、電話入れたら、今、避難のあれで中学校に来ているということで、これはあかんやないかと思って、僕は僕で、それこそ着がえて、今の議員の制服に着がえまして、豊

日中学校の体育館に行きました。避難している人たちがおっしゃるには、寒いと。もちろん、体育館はだだっ広いので足元が冷えるということで、毛布等々は配られておりましたけども、カイロかな、そういうのはないのかということをおっしゃっていただきました。またその後すぐ、日栄小学校に寄せていただきました。はた、日栄でも何か必要なものがあったら言ってくださいよと言って声をかけて歩きましたところ、やはり、足元が冷たいと。先ほどの同僚議員からの質問の中で、課長がイオンの災害のときの協定があるということで、即座、今、行っているところやということの日栄の小学校で聞きました。日栄の住民たち、割と、結構、皆さんが紳士的に、うちの町の消防さん、また、各自警団が出て、協力に当たっておりました。が、しかし、やはり寒いと。今、取りに行っているというのもありました。その毛布等々が足りないのです。

僕が感じたのは、恐らく今回こんなことは初めてやと思いますけども、感じ取ったのは、やはり避難、一時避難というか、体育館等々のところに、体育館の中で、そういうのが備蓄できなければ、食べ物じゃなしに、まずは、夏場ならまた別ですけども、今、冬場、今回の台風というのは秋から後のやつが来ましたので、とにかくものすごい寒いということをおっしゃっていました。やはり、避難場所の近くに増築でもするか、何か方法を考えていただいて、即座に避難してきたら、何人入れるか別として、50枚なり、100枚なり、とにかく即時、町民の皆さんに出せるだけのものは、置くべきだと感じておりました。その後、ちょうど教育長と一緒に、吉田の公民館も避難しているということで、見に行きました。ちょうど、吉田の方はもう解除されて、皆さんがもう帰って、電気も暗くなってしていました。その後、僕も一旦、また日栄の小学校に戻って、今の岩倉川、見てきましたけども、もう、そのときには既に同僚議員が言ったよりも、かなり下がっていました。水が。一番危ないなと思ったのは、吉田の神社の裏のカーブ、岩倉の。あそこは、ものすごい勢いな音を立てていました。やはり、避難した場所の近場にそういう物資を、食べ物は後から持っていくにしても、今の置いてある倉庫では距離があります。だから、避難してもらって、すぐ提供できるという態勢を今後どのように取っていくのか、町長、お伺いします。

総務課長 議長。

前田議長 はい、村田総務課長。

総務課長 北川議員の再質問にお答えします。

物資につきましては、今、言われましたように、カイロがなかったということで、これについてはすぐにイオンさんに対応して、搬送をさせていただきます。

た。それと、広域避難所でございますが、当然、寒いというご意見は避難者の方からお聞きしました。ただ、そうしますと、暖房設備を常時備蓄するののかということも、当然、今後は考える必要がございますが、ただ、どの程度必要なのかということも考えなければなりませんし、最悪の場合、非常電源をどうするかということも考える必要がございます。現在、学校には非常用電源がございません。そういうことも、今後どうするかということは1つの検討だと思います。

それと、先ほど申し上げましたように、やはり、備蓄倉庫については分散化をする必要があるというふうには、これは思っております。ただ、学校施設でございますので、どういった倉庫がいいのかについては、私どもの判断だけではできないところがございますので、それについては、学校なり、教育委員会と協議した中でどういう方法がいいのかについては、検討をしていきたいと考えております。

北川議員 議長。

前田議長 はい。

北川議員 それでは、最後の質問にまいります。ご当地モノを活かした地域振興の検討状況はということをお伺いします。平成29年6月、定例会の一般質問で、現在、議長してはる同僚議員がご当地モノを活用した町のPRをということで、地域振興を目的とした施策の提案がされましたが、以下の点について伺います。

1つ目、同僚議員から提案されたご当地ナンバープレート、マンホールカード、出生届、婚姻届について、現在の県下の導入状況はどうか。

2点目、近隣・県下の状況を見ながら検討していきたいという答弁があったが、検討はされたのか。

3点目、マンホールカードについて、累計配布数が100万枚に達したという報道があり、ブームは続いているが、本町で取り組みをしないのか、この3点を伺います。

税務課長 はい、議長。

前田議長 はい、西山税務課長。

税務課長 6番、北川議員のご当地ナンバープレートの県下の導入状況についてお答えいたします。

滋賀県下の導入割合は19市町で甲賀市、大津市、多賀町の2市1町でございます。2番目の近隣県下の状況を見ながら検討していきたいという答弁であったが、検討はされたのかの質問についてお答えいたします。税務課で検討いたしました。近隣町のご当地ナンバーの登録件数が少ないこともあり、来年

度に県下で新規に導入される市町村の予定はございません。当町といたしましては、人口も少なく需要があるのかについて懸念しているところでございます。今後も、県下の動向を注視したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

住民生活課長 議長。

前田議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 6番、北川議員のご質問にお答えいたします。住民生活課では、オリジナルの婚姻届の件につきまして、県内の状況を調査しましたところ、現在、大津市、草津市、甲賀市、湖南市、米原市、長浜市の6市が現在実施しております。オリジナル出生届を実施している自治体は、現在、長浜市だけでございます。豊郷町では、届け出用紙は提出してしまいまして、記念として残らないために当町では今年度から結婚の記念に残るフォトフレームの方を作成し、お祝いとさせていただいております。現在、オリジナル届け出の用紙については前向きに検討の方、させていただいております。

以上でございます。

上下水道課長 はい、議長。

前田議長 はい、森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、ご当地モノを生かした地域振興の検討状況はという北川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、①から③までは関連をしますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。ご質問でありますマンホールカードを作成、配布している滋賀県の導入状況につきましては、平成29年11月28日現在において、滋賀県流域下水道、大津市、草津市が導入しております。また、明日ですけれども、12月9日から彦根市が導入をされるということで昨日の中日新聞でも掲載がされておりました。

次に、6月の定例会の中でもお答えをさせていただきましたとおり、このマンホールカードにつきましては、コレクションカードとなっているといった状況があります。このことから、カードを収集しているコレクターに人気がありますけれども、また、11月24日のテレビ放送においては、一番のだいご味が集めることといったことで、取り上げられておりました。また、さまざまなメディアで取り上げられている状況であり、現地でしか手に入らないといった希少さもありまして、観光客の誘致に繋がっているという状況です。また、一方では、ネットオークションにおいて、取引されているといった現状もあるようでございます。

しかし、ご承知のとおり、このマンホールカードにつきましては、下水道について理解を深めることを目的とした広報活動のツールであるといったことが当初作成されましたときの目的でありました。既に、導入している3つの自治体の配布場所について調査をさせていただきました。その結果、滋賀県流域下水道につきましては、近江環境プラザといったところでありまして、大津市につきましては、大津市水再生センターといったところがございます。また、草津市さんが草津宿街道交流会館といったところになっております。そういったことで、この3つの場所につきましては、2施設が下水道に係る施設、いわゆる、展示されているといった建物、また、観光施設といったところでの配布を実施している状況から、当課としまして、検討させていただきました。その結果、当課の目的であります下水道の仕組みや効果などの広報活動といった目的を達成するためには、下水道担当課としては、現在、導入を考えておりません。

ただし、ご質問にありますように、ご当地モノといったマンホールカードの作成については、必要であれば当課としましては、協力はしていきたいといったふうに考えておりますが、今回のご質問であります地域振興での活用といった部分では担当課でないことでもありますことから、答弁を控えさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

北川議員

議長。

前田議長

北川和利君。

北川議員

それでは、再質問させていただきます。

今、課長が言ったように、僕も11月24日金曜日、朝7時20分頃にマンホールサミットのことを約10分ぐらい、放送されておりました。これ、絵柄が芸術的だとか、マンホール表面が魅力的だということで、このマンホール、市町村、あわせて約1万2,000件以上がこのマンホールの絵柄技術というか、絵柄があるというのがテレビ報道されておりました。そんな中で、イベントが行われました。ちょっと市町は忘れましてやけども、そのイベントの中で、要するに、僕の質問というか、言いたいことは、うちの町もマンホールがあります。で、江州音頭のマークのマンホール。この中で、PR、要するに、「けいおん」のやつで、うち、全国のサミットやりましたよね。旧豊郷小学校で。そんな中で、うちの町もこういうなんをPRして、別にほかの市町村がやっていなかったも滋賀県の中で、うちの町はせっかく旧小学校の広い場所もあるのに、こういうなんも提案をして、要するに観光のそういうサミットという感じのを

PRをしつつ、観光客を呼ぶという。そういうサミット企画も立てていくということを今後のことで考えていないか。

というのは、先ほど、カードのことで言いますと、岡山県ではマンホールカード、要するに記念カード、これをたくさんの行列でこれも同じく24日のテレビ報道でやっていました。行列を作って、そのカードを回収というか集めに行く、全国から寄せて、そこへ交流をしに行くという、マニアというか、そういう人たちがかなりいるみたいで、うちの町もやはり、そういうなんを考えて、観光として、1つの、せっかくの、前にサミットをやって、ほかの町でも県、町の中で、マンホールサミットというのをやっておりますので、うちの町も一度、そういうなんにチャレンジして、他府県から、やはり観光のお客さんに来てもらうように、そういう考え方の方法は持っていないのか、お尋ねします。

上下水道課長 はい、議長。

前田議長 はい、森本上下水道課長。

上下水道課長 北川議員の再質問にお答えをいたします。

北川議員が11月24日の放送分ということで言っていた分につきましては、マンホールサミット2017倉敷というやつやと思われまして、この位置づけなんですけども、これにつきましては、本町が下水道工事をしてたとき、まさかりのときに県が主導となって下水道フェアを行っていたということがあります。それが発展してきて、こういったマンホールサミットということで、開催をされているものでございます。ご質問の趣旨であります観光の誘致に繋がっているという状況があるといったことから、本町として観光として取り扱わないのかというようなことだと思いますので、上下水道課としましては、こういった観光という部分につきましては、担当課ではないと先ほど申し上げさせていただきましたとおり、そのことについては、控えさせていただきたいということでございます。

産業振興課長 はい、議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、上下水道課長がこのカードを一部のコレクターの収集マニアの方が集めておられるということで、集客等ができるようでしたら、この観光の面でイベントとタイアップして、できればいいのかと思うんですけども、まず、僕、このカードが周知されて、みんながこのカード欲しいというようなお声があってイベントとタイアップできたらいいのかなと思うんですけど、今のところ、ちょっとご質問の観光としてしないのかという質問であったら、まだ、考えて

はおりません。

以上です。

北川議員 はい、議長。

前田議長 北川和利君。

北川議員 再々質問します。

大ざっぱに、別に全国から下水道を持ってきてもらって、ふたも持ってきてもらって、イベントするんじゃないしに、せめて、うちの滋賀県の中だけでも、まずは一度やってみるという企画を立てて、というのは、おもしろいなと僕が思ったのは、森本課長もテレビ見たと思いますけども、それに版画みたいに色を塗って、真っ白なTシャツに自分専用のマンホールの絵をうつして、自分が、僕がそれを取りに行ったら、僕だけが日本で1枚しか持っていないという、ほかの人もいるかわかりませんが、そういうイベントやっていました。だから、そういうなんを、僕は観光として、まずは、そういうPRの方法があるということです。やはり、わが町もこれから、まだまだ観光で人が寄ってきて、出入りをしてもらわなアカンという。それに対して、わが町も外国人の民泊も考えて、家も設立して、民家も設立して、そうやって窓口をつくっているのに、PRが全然できていないとなると、お金を投入した値打ちがありません。やはり、PRをどこまで広げて、まず大きなことを僕は望んでいません。注文もしていません。まずは滋賀県の市町村、今で言う19市町の中のマンホール1つずつ違うと思いますよ。せめて、そんなだけでも、協力してもらって、行政同志、横のつながりで協力していただいってもらって、順々、極端に言えば19個です。19個が豊郷小学校旧校舎群でそういうなんを開催してもいいんじゃないかと。これをまた、広げていって観光のPRになると思います。現実的に、その中で、そこで商工会の人たちがいろんなものを販売もしたり、いろんなこと、活動していましたわ。そこら辺を、やはりうちの町もPRをしっかりしながら、今後のこれからのことです。100%のなかなか力出すというとな難しいものです。しかし、今のうちの行政の課長というたら、やはり若手が増えております。そのぐらいの馬力、僕はあると思います。もっとほんで真剣に取り組んで、PRを考えて、どこの市町に行っても、これだけ若手の課長連中というのは少ないです。もっといろんな提案して、技術的なことも出来ると思いますので、そこら辺のこと、ともかくPR、あくまでもPRして観光に繋げていく、うちの町が栄えるように思っていますので、課長、最後の答弁、お願いします。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。絵も彦根やったら、ひこにゃんと多分コラボして、今回の下水道のマンホールカードで観光のPR等をされていると思う。そういう戦略とかがやっぱり必要なと思いますので、そんなんも検討して、また今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

北川議員 えらい軽く言ったな。

前田議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 はい、議長。

前田議長 今村恵美子君、どうぞ。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問させていただきます。

まず、投票率向上に向けて、町長にお尋ねいたします。

10月22日投票の衆議院選挙において、本町の投票率は県下で彦根市、栗東市に次いで、3番目に低い51.8%でした。これは、長年、政府与党による公職選挙法の改悪で、小選挙区選挙の導入やマイク使用の街頭宣伝の制限、ビラ配布やポスター掲示の制限など、政党候補者に対する国民の知る権利が狭められていることが、投票率の低下に繋がっています。

また、豊郷町では、投票所が遠いという問題も住民から寄せられています。第5投票所は、沢、上枝、下枝、杉、日栄で、有権者は1,198人と町内で一番多く、今回の投票率は47.18%と10投票所の中で3番目に低い実態でした。投票率を上げるためには、豊郷町の場合、投票所を増やすことが効果的だと考えます。具体的には、沢、下枝で1カ所、また、上枝、杉、日栄で1カ所、また、大町区の宮の西団地、貝ノ町団地は高野瀬投票所に入れる、また、三ツ池区は現在の1カ所から2カ所に増やすなど、町選挙管理委員会で投票率アップのための改善、検討が必要だと思っておりますが、見解を求めます。

総務課長 はい、議長。

前田議長 はい、村田総務課長。

総務課長 12番、今村議員の投票率向上に向けての質問にお答えをいたします。

まず、最初に、本町の近年の各選挙の執行されました投票率を、申し上げます。

町長選挙では、平成19年4月では、63.88、27年4月では、65.72、町議会議員一般選挙では、19年10月では77.79、23年10月では73.99。それと、知事選挙では、22年4月56.08、26年7月は51.41、県議会議員一般選挙では、23年4月69.07、27年4月63.01、衆議院議員の総選挙では、26年12月51.52、29年10

月 5 1.8 0。これは、ご質問の実数でございます。参議院議員の通常選挙では、25年7月49.75、28年7月の参議院は53.56%でございます。特に、国政地方選挙等の投票率低下については、全国的な傾向と同様の動きをしているのではないかと、本町の状況では、そういったふうに感じております。ただ、身近な選挙に関しては、関心が高いことを一面あらわしていることではないかなというふうにも思っております。

投票率を上げるために、投票所を増やすことが効果的ではないかということでございますが、まず、投票所の設置については、説明をさせていただきたいと思っております。投票所の設置については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第19条によりまして、市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて、数投票区を設け、もしくは、その数を増加し、または、都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて数投票区を設け、もしくは、その数を増加しようとする場合においては、総務大臣の定める基準に従わなければならないと、これは、法的に定められております。

また、投票区、投票所の増設につきましては、総務省の自治行政局、選挙部長の通知がございます。この通知については、投票区、投票所の増設についてという通知でございます。この内容については、3点ございます。まず、1点目は遠距離地区の場合でございますが、遠距離地区と言いますのは、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロ以上である場合の地区を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編等の措置により、遠距離地区の解消に努めるというものが1点、2つ目には、過大投票区というものがございます。この過大投票区は、1つの投票区でおおむね3,000人を超える場合という限定がございますが、その場合、おおむね3,000人を限度として、投票区の分割を行い、投票区の規模の適正を図るとというのが2点です。それと、3点目ですが、今、言いました1点目、2点目の遠距離地区、また、過大投票区におきまして該当しない場合であっても、例えば、投票所から選挙人の住所までの道のりが2キロ以上であつて、かつ1投票区の選挙人が2,000人を超える投票区については、再検討を行い、投票区の増設に努めるという、この3項目がございます。

この総務省通知を見ますと、当町は該当しないということで、議員の方から幾つかの3カ所ほどの投票所の増設の提案をいただいておりますが、これについては、極めて困難であるというふうに考えております。

投票率の低下はこの投票所だけに問題があるのかというのは、まだ、分析ができておりませんので、これだけに限定した考え方がいいのかというのは、考え方、それぞれあるかと思いますが、選挙管理委員会では、当然、従来の選

挙制度としてございます期日前投票について、やはり、投票の制度をもう少し啓発し、棄権防止をしていくと、引き続いて、そういう啓発を行う中で投票率の向上をしていきたいということを思っております。なお、それ以外の投票率の向上については、今までどおり引き続いて選挙管理委員会の方で、内部で検討を、委員さんと検討をしてまいりたいと考えております。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** 今村恵美子君。

**今村議員** 今の課長答弁は総務省の基準を言っていたただけなんですけれども、今回の10月22日投票の衆議院選挙、これにおきまして、豊郷は10投票区を設定しておりますが、やはり、投票率が高いところと低いところ、この差をやっぱり無くしていくという工夫は選挙管理委員会の課題だと思います。投票率が少ないところで、三ツ池でしたら35.85%、また、第4投票区でも、大町区の方でも38.86%、先ほどありました第5投票区も47%。こういった中で、60%を超える、70%になる地域もありますが、この格差を減らすためには、町としては、投票所のやはり、こういった総務省の基準をあった上でも総務省に対してでも、やっぱり投票率を上げていくという観点からは、町長からも、そういったことの進言はできていくと思いますけれども、そういった面では投票率を上げるためにこういった、自治体によっては全区でやっているところもありますし、当日、皆さんが投票しやすいようにとか、創意工夫をしているところもあるんで、豊郷町でも、ぜひ、そういった工夫をしていただきたいと思うんですが、その取り組みは今後はされませんか。

**総務課長** 議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の再質問にお答えいたします。

今、近隣の市町がどういう状況か、私も詳しくは把握しておりませんが、ただ、言えますことは、それぞれの自治体で面積が大きいところについては、やはり、字と字の距離があるというところについては、従来から、そういうところに投票区なりが設置をされているのかなというふうに思います。当町は、幸いにして8平方キロメートルございませぬから、長くても2キロメートル、4キロメートルという範囲内になります。農地を除きますと、先ほど言いましたように3キロメートル未満が全て該当するという状況でございます。ですから、条件が違う中で、ただ数だけが多い少ないというのは、どうかなというふうには思いますけれども、ただ、先ほど言いましたように、投票率が低いのは、投票所だけが原因であるという、はっきりした原因があるのであれば、私は当然、

国なりには要望できると思いますが、それは有権者の個々の考え方で、関心の程度にもよると思いますが、なぜ投票しないかについては、なかなかそこまでの分析ができません。啓発が大事であろうし、私、思いますのは、やはりその選挙に関する有権者の関心度によって投票率が変わるのは、これは当然な話かなというふうに考えておりますので、もし、今村議員がおっしゃるのであれば、投票率が投票所の数に影響して投票率が低いという、もし、そういう資料なりがあれば、また、教えていただければ今後を活用していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** 今村恵美子君。

**今村議員** この問題は、今日はこれで終わりますが、でも、投票所が遠いという住民の声があるということをお忘れしないで検討課題にしてください。

続きまして、次にいきます。

続いて、町補助の観光施設での選挙中違反ポスター掲示問題を問う。これ、町長に伺います。町が年間10万円の観光補助を支出している豊会館にある自民党掲示板において、選挙中も事前候補者のポスターが貼っていた問題で、町選挙管理委員会に撤去を、指導を申し入れましたところ、一度は取り払われましたが、その後また、同じ違反ポスターが貼られていました。この施設は、所有は民間の方ですけれども、町から観光補助金を受け取る町観光の施設の1つです。本来は、政党掲示板をつけるべきではありません。今回の違反ポスターへの町選挙管理委員会の対応はどういうものだったのかを説明を、また、今後の再発防止をどう取り組むのかを伺います。

**総務課長** 議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の町補助の観光施設の選挙中違反ポスターの掲示問題を問うということで、お答えさせていただきます。

私の方から、選挙管理委員会としての関係で回答させていただきます。

まず、質問でございます違反ポスターについてでございますが、これについては、公職選挙法及び違反文書図画に対する取扱い通知に基づいて、選挙管理委員会が必要な措置を行っております。ちょっと法律の関係ですので、ここは正確に説明したいと思っておりますので、法律の何条については、お許しをいただきたいと思っております。

まず、公職選挙法の第143条第19項第1号に定める掲示禁止期間前に掲示したポスターで、掲示禁止期間に入っても引き続いて掲示してあれば、法

第143条第16項の規定に該当し、違反文書図画となるものについては、県警察本部の調査に基づいて、県選挙管理委員会が法第147条の規定により、当該者あてに速やかに撤去するよう命令をするものでございます。また、選挙期日の公示日以後に引き続き掲示してある違反文書図画については、法第147条の規定により、町選挙管理委員会から掲示責任者に対し撤去命令を発しています。それでも、なお撤去されない場合については、取締当局へ通報するというところでございます。これは、法と通知に基づいてしているものでございます。

ただ、先の衆議院総選挙につきましては、候補者の届け出政党及び名簿届け出政党等の選挙運動用ポスターの使用が認められている部分がございます。それについては、そのポスターが法第144条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に定められ関係するもので、これについては、枚数及び規格の制限があり、証紙の貼付が義務づけられているものでございます。これについては、違反文書に該当しないというところのことでございます。

次に、ポスターの掲示箇所でございます。掲示箇所につきましては、これも公職選挙法第145条第1項によりまして、何人も国もしくは地方公共団体が所有し、管理するもの、または不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第143条第1項第5号ポスターを掲示することができないというところでございます。この第143条第1項の5号ポスターといいますのは、これは選挙運動に使用するためのポスターということで、これは5号ポスターと言われるものでございます。その第145条第2項でございますが、第2項には、何人も第143条第1項、第5号ポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。第3項では、承諾を得ないで他人の工作物に掲示した、先ほど言いました5号ポスターは居住者等において撤去することができる定められております。ですから、貼れない場所については、今、言いました145条の1項に該当する以外は貼れるということになります。

それで、当然、それぞれの選挙につきましては、立候補者説明会が開催されております。当然、公職選挙法に基づく諸手続きの説明とあわせて、選挙運動用ポスターを含めた選挙運動について、それぞれの選挙管理委員会で説明が十分されているところでございます。各選挙の立候補者をはじめ、選挙運動関係者が公職選挙法をご理解いただき、当然、法令遵守をいただくとともに、公正な選挙運動をしていただくことが肝要ではないかと考えております。

以上でございます。

今村議員 はい、議長。

前田議長 今村恵美子君。

今村議員 今、課長は、公職選挙法のポスター掲示の許可できる選挙期間中の貼りだせる、枚数制限あるんですけど、そういう話をしましたが、私が申し上げたいのは、そのポスターは自民党候補者の事前ポスターをずっと貼り続けて、それは本来は公示日以前にはがさなきゃいけないポスターなんですわ。それと、希望の党の候補者も事前ポスターで自分のポスターを貼って、そのまま貼り続けましたけれども、それを見て、一般の、特に若い方がそれは選挙違反じゃないと思いついてしまっていて、豊郷町でも貼っていましたが、ほかの市でもいっぱい貼っていたので、それが普通なんだという形で思っている人が多かったんです。でも、それは、やはり選挙期間中に候補者の顔ポスターを公営掲示板以外に貼るということは、それは選挙違反なんですよ。そのことを、やはり、豊郷のあそこは、民間の所有物であるのは、当然そうなんですけれども、そこに自民党の掲示板という形で掲示板、掲げられて、そうやって違反ポスターが堂々と貼られるということは、やっぱり町が観光を目的に運営補助という形で10万円、町民の皆さんの支出がされているわけです。公金支出がされている施設で、やはりそういった特定の政党のそういった掲示板があるということ自体が、私は問題だと思うんですけども、そういったことで、そういうことをもとに撤去すべきだということを申し上げて、違反ポスターじゃないという、今、見解なんですけど、それが違反ポスターじゃないというのは、あれ、貼れる枚数で限られていますから、2区の中で、その枚数以外のものは貼れないんです。貼れないし、まして候補者ポスターは貼ったらいけないんです。もう入ってからは。みんな、証紙をつけて貼るのは、告示に入ってから変えるんですよ普通。だから、そういう面では、それはやっぱり、有権者、特に今、18歳以上の人が有権者になりましたので、若者に対して、やっぱり正しい知識を持っていただくという面では、選挙管理委員会は警察と連携していますから、本来は、豊郷の選挙管理委員会はこういった違反ポスターに対しては、公職選挙法違反ということで告発もしていかなあかんのですわ。はっきり言えばね。でも、そういうことも、ここまではと思いますので、やはり、町が必要だと考えて補助金、出している公共的な役割を果たす施設に関しては、そういう政党の掲示板は撤去すべきじゃないかと思いますが、それについての見解を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今村議員がおっしゃっている豊会館の政党の掲示板です。もともと、政党の掲示板というのは、選管の方では把握しておりません。これは、今村議員もご存知だと思います。選管はあくまで、掲示してある違反ポスターについて、違反行為があるかないかという点だというように思っております。それと、先ほど言いましたように、あそこに貼ってあったのが一度撤去されました。それは、撤去命令が出たので、私も撤去されたと思います。ただ、確かに貼られておりました。私もそのポスターを見ております。前回の衆議院選挙で政党名は言いませんが、告示前のポスターと告示後のポスター、全く同じように見えるのですが、若干微妙に違います。これは私もどういう仕組みかわかりませんが、言葉が違うなり、違いました。それと、当然、証紙が貼られておりました。証紙の発行については県の選管の方で発行しておりますので、私の方では、どれだけということをございませませんが、それについては、違反ポスターに該当しないのではないかなというふうに思っております。

ただ、今、今村さんが言われましたように、あそこに掲示板なり、ポスターを貼ることがいいのかというと、それは、私、先ほど言いましたように、公職選挙法では何ら規定はございません。承諾者、施設の管理者、所有者の承諾があれば、これは掲示板であろうが、ポスターは貼れます。ただ、今、議員がおっしゃっているように観光施設どうのこうのについては、選管がどうのこうの言う立場でございませぬので、それについては担当課、観光等の担当課の方から答弁があるかと思いますが、選管の方からでは、その場所にだめですよということは発せないということは、これは原則論でございませぬ。

これと、選管といえども、違反ポスターを取ることはできません。これは、掲示責任者なりがすることであって、私どもは手が出せないのは、これは公職選挙法の決まりでございませぬので、そういうことはご理解いただきたいと思っております。で、先ほど言いましたように、確かに、住民さんにはこのポスターはいいのかということとは当然、問題になります。ですから、私が最後に言いましたように、これは貼る方は多分限定されていると思っております。住民さんが勝手に貼るポスターじゃございませぬので、ですから、各選挙で立候補される方や、また、その選挙運動に関係する関係者の方がきちりと法令を遵守していただいて、個々公平公正な選挙運動をしていただく、これしか私は方法がないのかなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今村議員 次、いきます。

前田議長 はい、次の質問、お願ひします。

今村議員 続きまして、行政懇談会のあり方を問う。町長にお尋ねいたします。

今年の行政懇談会の形式はどのように決められたのですか。区の役員の中から、疑問の声が上がっています。町民に開かれた町民協働の町政を目指す目的でこれまで、伊藤町政は各区に出かけて、膝を突き合わせて町民各層の多様な声を聞いてきたと思いますが、変更理由と町の行政懇談会の目的について答弁を求めます。

**総務課長** はい、議長。

**前田議長** はい、村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の行政懇談会のあり方を問うについてのご質問についてお答えをいたします。

まず、行政懇談会の開催につきましては、毎年4月の第1回区長会で昨年度の開催状況を申し上げまして、各区長さんのご意見をお聞きし、意見交換を行いまして、8月の第2回区長会にて開催要領案をご協議いただき、開催の決定を行っています。

平成26年度までの行政懇談会は各字を巡回しての開催をしております。27年度の区長会におきましては、字の参加者が年々少なく、区民を集うのに大変苦勞している状況である。一度、開催の内容等を変えてほしいといったようなご意見がございました。そのご意見により、その当時、協議がされまして、現在行っておりますように、各字2名から3名の代表の方を一堂に会しての全体での行政懇談会の内容に変更しまして、27年度以降より、今年度まで3年間について開催をしているところでございます。ただ、この27年度のと時の変更に当たりまして、これまで各字で開催していました地域の実情から一堂に会した行政懇談会とは別に、区長さんからのご要請に基づき、各字にて行政懇談会を開催するというを前提にしての一堂に会しての行政懇談会に変えさせていただいたという経緯でございます。また、行政懇談会は各字役員さん皆様との意見交換により各字の抱える課題や町行政に対する要望事項等から今後の各字及び町行政における課題解決と地域振興の充実を図ることを目的として毎年度開催しているものでございます。

以上でございます。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** はい、今村恵美子君。

**今村議員** 今年度の行政懇談会は11月18日、行われまして、その役場で行われた行政懇談会の後に、くらまで懇親会という形で、役場が1人当たり1,000円、出して、あと、区から飲食費3,000円、出すという形の、こういった行政と区の役員とが一緒にそういう飲み食いをする場を設定して話し合いをするとい

うのは、もう行政懇談会の域を超えていると私は思うんです。その役場から出す1,000円というのは、どういう名目で支出をしているのか。また、役場は誰が参加されているのか。この区から、区入費の中から負担金を参加された役員さんを出すという形にしてありますけれども、やはりこういった行政懇談会のあり方って、私はやめるべきだと思うんですが、その点、町が出す1,000円というのは、もうこの3年間ずっと、どういう名目を出してきたのか、ちょっと説明してくれませんか。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政懇談会は、18日に行いましたが、午後2時から5時まで役場の別館の3階の会議室で懇談会を行っております。その後、場所を変えまして、今、言いましたように、くらまの方で懇親会の方をさせていただきました。これは、27年の変えたときに区長さんの方から提案ありまして、これは、会議は会議で当然すべきであって、その終わった後については、親しくそういうことができなにかというようなお話でさせていただいたのがきっかけでございます。

それで、経費については、当然、その経費が5,000円ほどかかりますので、そのうち、1,000円は町の方から支出して、残り4,000円については、各字の区会計なのか、個人負担なのかはちょっとその辺、私も正確にはわかっておりませんが、そういった形でさせていただいております。この1,000円につきましては、一応、夕食代という形での根拠として1人1,000円ということで支出をさせていただいております。それと、もう1点は、この懇親会については、強制をしておりませんので、全ての字が出席されているというものではございません。字によっては、懇親会には、懇談会だけで、夜の方は参加しませんということもありますので、これは当初から強制でございませんので、参加いただける方ということでさせていただいております。それと、職員については、全額個人負担でございますので、何ら問題はないものと思っております。

今村議員 はい、議長。

前田議長 はい、今村恵美子君。

今村議員 職員はというふうに言いましたが、行政懇談会の後の懇親会に参加される町は誰が参加しているんですか。今回の29年度、参加された町の参加者を名前、全部、教えてください。私は、こんなことは町として、そういうような宴会政

治はやるべきではないと思いますので、名前を最後に聞きます。どうぞ。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再々質問にお答えします。私、今、名簿を持っておりませんので、正確には名前というのは全て覚えておりません。15人か16人、どちらか出席したと思います。出席者は、町長、教育長はじめ、各課長でございます。ただ、課長が具合悪い場合については課長補佐が出ている場合もございます。

今村議員 はい、議長。

前田議長 次の質問をお願いします。

今村議員 続きまして、安心して利用できる介護保険制度へ、町長にお尋ねいたします。

現在、町では来年4月から始まる第7期介護保険料改定に向けた策定委員会が開催されています。町内では、介護保険をよくする豊郷町の会で、介護保険料の引き下げを求める運動が行われています。そこで、私は町一般財源を入れて、介護保険料の引き下げをしている北海道の長沼町の実態調査に行ってみりました。長沼町保健福祉課課長補佐と介護保険支援係長にお話を伺いました。

長沼町は、第6期事業計画の前の年度に町一般会計から介護保険準備基金に基金を1億円、繰入をして、第6期介護保険事業計画に準備基金繰入を1億840万円しまして、介護保険料を標準月額で5,238円に決めたということでした。長沼町の場合、この一般財源の繰入がなかった場合は第6期の保険料は6,077円になるという計算だったということでした。全体の介護保険給付費の引き下げを進めていく目的と保険料引き下げの原因となる借入をしないための町長英断だということをお二課長補佐と係長は言っておられました。そういったことで、長沼町の高齢者からは大変喜ばれているということです。また、北海道では、長沼町と同様に繰入をしている自治体が複数あり、国、道からのペナルティはないとのことでした。

本来は、国の介護保険に対する国庫負担金を引き上げることが急務ですけれども、国に地方から声を上げるとともに、豊郷町のように低所得高齢者が多い町が一般財源を使って、介護保険料の引き下げを実施していくことは憲法第25条、生存権や第13条、幸福追求権に合致した施策だと考えます。町の見解を伺います。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の質問にお答えをいたします。

まず、安心して利用できる介護保険制度へということで、低所得高齢者に対

する施策といたしましては、国の施策として、来年の10月からは軽減措置が加わるものだと考えております。保険料の引き下げにつきましては、本来、あくまでも、介護保険法にのっとった計画を実行することを基本としているということから、今後、インセンティブ云々、町の努力目標という部分に対する部分での減額につながる可能性もございますので、国、県に対しまして、この脆弱な本町の理由というものを強く訴えていくべきで、議員のご指摘のとおりだというふうにも考えております。また、交付金の増額に対しての要望をするとともに、今後は低所得高齢者の皆様に対する施策も考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

今村議員

はい、議長。

前田議長

はい、今村恵美子君。

今村議員

課長答弁は一貫して同じなんですけれども、今回の質問では、長沼町というところは、先ほど同僚議員が同じ質問していましたが、うちと同じように第1段階、そこの比率が高い町なんです。うちも20%超えています、ここも22%、標準段階までがずっと7倍近い、同じような高齢者構成の町なんです。そこで、今回、第7期に向けての、もう、うちも策定委員会、やっていますけれども、あそこでも、策定委員会の資料もいただいてまいりましたが、今後の高齢者人口の増加とか、やっぱり、給付費の伸びや介護報酬が引き上げられる可能性もあるし、いろんな要因を考えると、もう7,000円になるんじゃないかなという試算も出てきているんです。うちの場合でしたら、さっき課長がおっしゃっていたように第6期の県からの借入金1,110万円、おっしゃっていましたよね。それが、だいたい先の保険料に転嫁されるということになれば、その分の引き上げの対象になる。そういうことをこの長沼町では、やはり、そういう住民負担を増やして高齢者の健康は守れないという形で保険料を下げて、なるべくまだ軽度なうちに介護サービスを早目早目に受けていただくという観点で、健康な高齢者をつくるまちづくりという、その観点で全体の給付費も下げていくと。その大前提で、この一般会計から、介護準備基金の方に6期は1億円、入れた。うちの人口比でいくと、うちは5,000万円入れたら、うちも5,200円ぐらいにはなったのかもしれませんが。それでも、また第7期は国の、また、今、高齢者人口、増えている中で、人材不足、介護従事者の給与を引き上げなきゃいけない。介護報酬の引き上げも喫緊の課題になってきますから、また、上がっていきますよね。そういう中で、もうこの介護保険制度自体が、私は、国の制度は、全然高齢者を見ていない制度になってしまってい

ると。それを、やっぱり、地方から告発して、高齢者の健康と暮らしを守っていくという観点で、地方からのこういった行動をしていくことが、これは憲法には保障された権利としてありますので、それを自治体で実施するかどうかの問題に、私は、なっけてきていると思うんですが、そういった観点で、今どういった、その今回の調査で見えても思いましたが、一人暮らしの高齢者と、また、老々介護的な老人だけの家庭というのは、65歳以上の半数になるわけです。こういった方たちが、今後において、豊郷は全く介護が、60人超えているわけですが、元気に要支援1、2までで、介護1、2ぐらいまでで押さえていけるためにも、利用できる介護サービスが必要だと思うんです。そういった観点で町のそういった財政支援は、私はもう喫緊の課題で、それはもう必要不可欠だと考えておりますが、それについては町長からの答弁を求めたいと思います。

**伊藤町長** はい、議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、12番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

このように、やはり、超高齢化社会になる。そして、また町村では高齢者数が30%を超えるところが多く出てきているというのは、これは、20町ですか、それだけの問題ではないということを私は強く言いたいです。そこで、小手先だけでやって、どうするのかということで、この12月6日の日に厚労省の蒲原事務次官の方に要するに今の国保の問題、そして、介護保険の問題について、直接、全国町村会の要望を提出させていただいて、そして、本町の状況も説明させていただきました。特に、全国では、今村議員から聞いておりますように20町村ほどがやっているということも報告させていただいて、これは第二の国保になるぞということで。それと、この保険者機能を高めるというのは、今、有識者会議で強く言われております。これは、調整交付金を削って、それで積極的に機能を果たしているところに交付金を出していくと、このようなことが起これば、なおさら、我々、こういうような状況の町村は苦しんでいく。要するに保険料が高くなっていく。それを止めるのは、しっかりとした行動をするのは、自分のところだけ一般財源入れて、それで行動を起こさんはいかんと私はそのように思います。それで、行動を起こして、現在、この12月6日に皆さん方、休会していただいて、要するに私、行政部会ですから、そこが担当ですので、直接、その窮状を訴えました。しっかりとした調整機能を果たす、そのような介護保険制度でなければならないと。

次官もおっしゃっていたのが、そのようなことが起こっているというのは、

将来の継続可能な介護保険制度ではないのかなということもおっしゃっておられました。いろいろな方法はありますけれども、そのような1億円を積んで、どうの。この後、3年に、毎年1億円ずつ積み込んでいかならん状況もあります。そこら、しっかり我々は考えて、課長の申していますように、この第7期、どういうふうに取り組んでいくのか、それを今考えておるところでございますし、しっかりとこの調整交付金を確保するというのが、私はまず大前提やと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** 今村恵美子君。

**今村議員** 町長は、介護保険の調整交付金の5%の対応を考えてくださいという話なんですけれど、そういう全国町村会でこの問題を取り上げて、政府に対して要請するのは当たり前のことだと思います。それと、今、もともと、介護保険に関する国庫負担率が低すぎるからこうなっているわけですから、その辺はちゃんとただしていくのは当たり前の行動で、それと並行的に豊郷町の高齢者をどう安全に幸せにやっぱり健康に暮らせるための、町にはこういう基金に財政調整基金もありますよ。だから、そういったお金を町は支出するということは、憲法には何ら抵触しませんよ。だから、北海道でもやっておられるわけです。だから、そういった町民の高齢者のうち低所得者の方が多いわけなんですけれども、そういった方々でも健康に安心して暮らせるような町政にしていくという、その理念を町長が示していただけたら、これは、全国でも、そういう町が出てきているわけですから、豊郷もやって、それと同時に町村会でのそういう、この制度、破たんしていますよと言うの、当たり前ですよ。だから、それを同時並行でやってほしいと思いますが、いかがですか。

**伊藤町長** はい、議長。

**前田議長** はい、伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、再々質問にお答えします。

当たり前のことを当たり前にやる。それはまあ私の仕事でございます。しかしながら、こういう状況をしっかり訴えていかなんだら、なかなか国の方に届いていかないというのも実情でございます。今、7期、一生懸命、皆さん方に議論していただいているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** 次の質問、お願いします。

**今村議員** 続きまして、学童保育の改善をということで、教育長にお尋ねいたします。

先の9月議会の答弁では、今後、教育委員会の検討課題としますというものでした。今、特別国会で安倍首相が子育て支援強化を表明していましたが、豊郷町における学童保育事業の充実は、児童の健全発達の保障や働く保護者の支援、また、学童保育指導員の処遇改善、賃金アップなどの点について、具体的な今後の取り組みは検討されましたか。答弁を求めます。

**教育次長** はい、議長。

**前田議長** はい、岩崎教育次長。

**教育次長** 今村議員の学童保育の改善をの質問にお答えいたします。

学童保育指導員の処遇改善、賃金アップなどの点について、具体的な取り組みについての検討はされましたかということですが、9月議会でもお答えしておりますが、専用施設につきましては、今の施設のままで事業を継続していくことと、指導員の賃金アップについては、まだ引き上げは考えておりません。

以上です。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** はい、今村恵美子君。

**今村議員** 考えていませんというお話でしたけれども、国の学童保育に対する支援の法改正は25年度で大幅な改正が行われております。そういった中で、施設の充実という形では、児童福祉法の中でも学童保育というのは、遊びの場であるとともに生活の場と、その位置づけで家庭と同じ位置づけでそういう施設整備の設定をしなきゃいけないと定められておりますよね。あそこで、一部屋のランチルームで、生活の場としての機能がない、カーペットや畳の間がない、また、ロッカーとか個人の品物やロッカーもない。そういった遊具やいろんな道具の物入れもない。ああいうところの施設改善をしなくて、また、夏休みの受け入れ改善も、本来は1年から6年生まで受け入れをなささいという形になっていきますよね。今でも、学童保育を求める待機児童はかなりいるんですからね。全国で。豊郷でも、申し込みしたけど、あかんかったという人がいるわけです。

こういった中で、そういったことを具体的に、時給今900円ですけど、国があれば、ああやって、省令で書いてあるのは、やっぱり正規の職員を設けると、指導員の資質向上のための支援、こういった研修支援にも、これはちゃんと出しますと、この研修している間もその代替指導員の人件費も出しますと、もう、そういうふうにもなっているわけですよ。余りにもうちの町はそういうことに目をかけないと。これはやっぱり、子供たちの学童期の学童保育、その子供たちの発達保障はしない。生活費のそういう基盤づくりもしない、このこ

とを教育委員会が率先してそういうことをやっているのかと疑いたくなるような話なんです、来年度に向け、そういった面の具体的な改善というのは、何も出ていなかったんですよね。出ないんですか。それをちょっと聞かせてください。

教育次長 はい、議長。

前田議長 はい、岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会でも、いろいろと検討はしております。職員の採用の件、募集をかけておりますけれども、なかなか応募がないというところに、すごく大変苦労しております。また、来年に向けて、今のままではだめではないかという、課員の中でもそういう声が聞こえておりますので、放課後児童クラブの現状と課題の把握をするために、利用者向けにアンケート調査をして、実態をクラブの運営に反映させていこうかという協議、課内での協議で、まだ、とどまっておりますけれども、まだ、具体的などという質問をするかとか、そこら辺は考えておりませんが、そういう声も出ております。決して怠慢でもございませんし、今、一生懸命、課員一人ひとりが学童保育のクラブに向けて、真剣に取り組んでおるところでございます。

今村議員 はい、議長。

前田議長 はい、今村恵美子君。

今村議員 利用者にアンケートを出して、実態調査をするとかいうのは、それは1つの手やけど、もう、国の指針であれだけいっぱい出ているでしょ。さんざん県に行っても聞いているでしょ。今の学童保育をどういうふうに位置づけて、今の子育て世代の支援に、働く家庭の支援にしていくかという話は、さんざん、もう、私ら以上に担当の人たちやら、聞いておられると思うんです。その中身と余りにもうちの豊郷町はかけ離れているから、私どもは毎回申し上げているんです。台風21号のときに床で寝ていて大変だから座布団を運んであげたと言わはるけど、それは避難所の管理としてもあるけど、あのランチルームかって下は床ですよ。あそこに夏休みに、あそこにただシートを敷いて寝るだけですよ。そんな畳の間もないんですよ。休憩してちょっと横になろうかという。そんな劣悪な環境で、どうして子供たちの心身の健全発達を保障することができます。その辺が、ちょっと保護者に返す以前の問題ですよ。その自分たちがこの管理義務を管理して、やって行くという教育委員会、この子育て支援の一環ですよ。これは。子育て支援の中の学童保育という、留守家庭の放課後の支援事業なんやから、そのことをもっと真剣に考えていただきたいと思うんで

す。もう、豊郷の学童保育に行っても子供が嫌がるしとか、やっぱり、指導員の先生も、だんだん辞めていくというのは、展望がないからですよ。やっぱり年数を重ねたり、また、資格、研修で資格をもらったり、有資格者とか、また教員資格があるとか、やっぱりそういう人たちには、一定のちゃんと給与保障もするべきです。正規職員もちゃんと雇うべきです。そういうことをやっぱり将来を担う、町を担うし、国も担う子供たちです。そのことの位置づけが低すぎるから、何遍質問しても、こういう答弁しか出ないのかなというのが非常に残念なんですけど、教育長も同じ考えなんですか。ちょっと最後に教育長にお聞きします。

教育長 はい、議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、放課後児童クラブですが、子供が家庭と同じような豊かな生活の場で過ごすということは、非常に僕も大事なことだろうなということを思っております。ただ、場所的なこととか、あるいは、指導員さんの処遇改善のこととかについては、いろいろと問題、課題等も山積しておりますので、それらを一気に解決していくというのは難しいかなということを思っております。ただ、何度も申し上げますが、やはり、利用する子供たち、あるいは、保護者、そしてまた、指導員、あるいはまた、学校現場を利用している。そういったものをトータル的に考えて、少しでもいい方向に進めることが大事かなということは教育委員会でも話し合っております。

以上です。

前田議長 次の質問、お願いします。

今村議員 充実してくださいね。お金はありますので。

次、いきます。中学校給食を問う。教育長にお尋ねいたします。

常任委員会の中学校給食試食会に参加して、改めて食材の残食が多いということが非常に残念でした。私たちは、自校方式でのランチルーム給食の住民運動をいたしましたけど、町は、ランチルームは建設しましたが、センター方式の給食を選択しました。しかし、心身ともに成長が著しい中学生に食育という観点から給食を位置づけると、せっかくの食べ物をいとも簡単に残す、廃棄をするという行為は非常に問題があると感じます。学校からセンターへの改善要望は出しているとお聞きいたしましたけど、町としてもセンター給食実施の実態に対する検証と課題を整理し、また、再検討も含めた取り組みが、今、必要ではないかと思えます。答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 はい、岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の中学校給食を問うについて、お答えいたします。

先日、中学校の給食の試食に参加させていただきまして、おいしくいただくことができました。魚や酢の物のメニューのときは、残食が多いとは聞いておりましたが、確かに多くの残食が出ておりました。しかし、保護者のアンケートを見てみますと、おいしかったとの声が多かったように思います。子供たちは視覚に入ってくる色で判断することも多いので、給食の内容も検討していきたいとセンターに要望しているところでございます。

今村議員 はい、議長。

前田議長 今村恵美子君。

今村議員 大人がおいしいという感覚と、また、生徒である中学生がおいしいという感覚は、また違うと思うんですよ。私、保護者の人から給食費を払っているんですけど、子供がいつ帰ってきてもお腹すいたお腹すいたと言うと、それで、あそこに行ったけど、あんなに残すとは思わなかったという話とか、アレルギー食もちゃんとつくってくれると思っていたけど、うちは、そういう、これはだめだというのも食べさせられたと、で、アレルギーが出たんやという声も聞きました。そういう中で、やっぱり親にとってみたら、学校で活動するわけですから、ちゃんとしっかり食べてほしいという願いがあるわけですよ。でも、子供たちがあれだけ残していたら、お腹すくから先生おっしゃっていましたよね。校長先生。トイレの中で、何かお菓子、持ってきて食べたり、おにぎり食べたりとか、合間にやっているみたいですよとか言ってはりましたよね。そら、もたないと思うんです。だから、私は、本来、豊郷は小学校が自校方式で中学校がセンター方式という形で進みましたが、これが本当によかったのかどうか。センター方式でやらなくても自校でもできたんですけれども、町としてはセンター方式にいきましたけれども、今回、やっぱりそういう観点も含めて、今後の食育という観点で見直しは必要じゃないかと。豊郷町で本当に農業ともタイアップして地産地消的に小規模の給食センターを豊郷でつくるとか。老人の宅配給食も含めたりとか、いろんな取り組み、あると思うんですが、このセンター方式にこだわるという形か、それとも豊郷は独自にやっていく方式も考えられるのか、こういったことも今回やっぱり、年数経ちましたので、一回そういう検証はするべきじゃないかと思うのですが、その点については、どのように思いますか。

教育次長 はい、議長。

前田議長 はい、岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

学校の栄養士の先生が文部科学省の基準をもとに、バランスのとれた献立等を考えておられます。決して、子供の嫌いなものばかりでもないと思います。これは、家庭で食べていないものも出る。これは、学校給食、学校の一環としてやっておる授業としての考え方でいていただけましたら、また、納得もしていただけると私は思っております。また、アレルギーの件なんですけれども、ちょっと中学校の方に確認をしたいと思っております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村恵美子君。

今村議員 栄養士さんが栄養のバランスを考えてつくるのは当たり前のことなんです。でも、それは、食べなかったら栄養のバランスないわけじゃないですか。子供が、生徒が食べなかったら、いくらそういうメニューをつくったところで、食べなかったら、その一日の栄養、カロリーは取れないじゃないですか。そんな給食ではあかんということを、やっぱり町としても、このセンター方式の、あそこの給食センターの給食、何か甲良町でも不評ですけど。やっぱり考えていくべきじゃないかな。そういう時期が来ているんじゃないかなと私は思うんです。豊郷町は中学校だけですから、食数にしたかて、町で賄えないような規模じゃありませんので、やっぱり、そういうことも含めて、子供たちの本当に心身ともに健全な成長と食育の観点では、食材、嫌いでも食べていく。体のためにも食べていこうとか、そういう指導のできるような。今のあそこの状況を見ていたら、ばあと来て、その配膳係の委託業者が配膳して、それを食べて、食べなかったら、みんな集めてほかすというだけの話になっていますので、子供たちの食育に関する関わりというのが、あそこ中でもないと思うんです。そのことをぜひ、検討課題にしてください。

以上です。

前田議長 答弁はよろしいですか。

今村議員 答弁はあったら。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 中学校では残食を減らすための取り組みをしておられますし、中学校は中学校なりに頑張っておられる部分があります。決して、さぼっておられるわけでもないの、そこら辺も考慮しながら、今村議員さんも理解していただき

たいと、私、思っております。よろしくお願ひいたします。

**前田議長**

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦勞さまでございました。

(午後 3 時 1 0 分 散会)